

1 議事日程(第2号)

(令和2年第1回久山町議会3月定例会)

令和2年3月5日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
健康課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	教育課長	森裕子
町民生活課長	矢山良寛	税務課長	佐々木信一
産業振興課長	久芳義則	魅力づくり推進課長	川上克彦
福祉課長	稲永みき	財政課長	久芳浩二
都市整備課長	井上英貴		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

議事日程に入る前に、町民生活課長から昨日の議案第5号の提案理由の説明につきまして、訂正の申し出がっておりますので、発言を許可します。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 昨日の議案第5号久山町印鑑条例の一部を改正する条例の提案理由の説明の中で、・・・・・・を・・・・と説明いたしましたが、議案書のとおり、・・・でございますので訂正させていただきます。

申し訳ありませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では、一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

1番山野久生議員、発言を許可します。

山野議員。

○1番（山野久生君） 私は2項目質問させていただきます。一つは都市計画道路高橋原線の整備についてと、2項目めに今後の住宅用地の確保について質問させていただきます。

まず初めに、都市計画道路高橋原線の整備について。

現在、県道猪野篠栗線においては、東久原交差点から山の神交差点まで整備が行われています。また東久原交差点から久原交差点に向かっては、歩道整備も進んでいる状況だと考えます。しかし、一方で原工業団地から祇園方面へとつながる町道堀田～辻畑線については、福岡市方面から、篠栗や飯塚・直方方面に向かう車両の通過道路となっており、交通量は増加しているようにも見受けられます。付近の住民や居住環境の安全確保の観点からも都市計画道路である高橋原線の整備は、前述の課題解決につながる一つの取り組みだと考えますが、現在の進捗および今後の方向性についてお伺いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。お尋ねの都市計画道路高橋原線の整備についてだと思いますけど、下久原の原交差点から、県道猪野篠栗線の療育園横のところに向かってので

すね、都市計画道路。今現在、町道の堀田～辻畑線のところまでですね、整備ができてるところでございます。これは前々から要望はあってますけれども、町としましては、今、県道の整備あるいは都市計画道路の整備もそうなんですけれども、まずこれに接続する猪野篠栗線につきましては、現在、篠栗方面は大浦の近くまで整備が来てます。大浦のところから久山町の域に入りますけれども、ご承知のように、上久原土地区画整理組合事業の中で、バイパス的な県道の新しい道路を計画したわけです。県としては、町の要望もありそこを優先として、現在、整備を進めております。福岡県と協議してるんですけれども、福岡県としては現在、篠栗境から東久原の交差点といいますかね、ここまでについては、まだ整備の予定はないということです。それから、町としましてこの高橋原線ですか、これを接続させるにはどうしてもあそこの高橋池のところのカーブのところ接続という形になりますので、現状の法線ではちょっと安全性に問題があるかなという問題がありますので、これは今後県とですね、法線の、今のところ県は法線の見直しとかいう段階にはないということでございますので、町としてもこれを整備するにはですね、やっぱり法線の協議を先に県とお願いする必要があると思っております。ただ県道の整備につきましては、やっぱり県も順序があつてですね、久山町におきましては、今現在、トリアスの先、下山田の片山橋から福岡市境までの、今、県道整備をしていただいているところです。次が、今、もう新年度から着手されると思いますけれども、猪野の信号機のところから高鶴窯さんがあるところ付近まで、町道と県道と付替えをした部分についての県道の整備に測量等の着手に入っていく予定になってます。その次の段階が猪野の信号機から伊野皇大神宮までのいわゆる参道も含めた県道部分、これが今のところ、県道の整備、久山町における順番になってますので、高橋原線の先ほど言いました、この接続点も含まれる間の事業順位というのはまだまだそこまで来てないということでございますので、町としては、その間のやはり土地利用というのもありますので、今現在の原高橋線から先については、あの周辺の農地というのは、開発も可能な区域となっておりますので、その土地利用とあわせてですね、延ばせる分は道路の整備も延ばしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 県のほうにもう少し強く働きかけをお願いして、堀田～辻畑線については、ちょっともう少し強く県のほうに要望していただきたいと思います。それと次にですね、高橋原線の道路計画沿いにある土地利用が可能な場所というのは、どの辺のエリアを指してあるのかちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の都市計画原高橋線のですね、北側っていいですかね。ミニ総パ事業である辺一帯の辻畑の土地改良をやったときに、あの計画線の道路から下の水路付近までを大体ミニ総パ事業で将来的には宅地的利用が可能ですよというエリアにしていますので、それについては、業種によってですね、開発あるいは地区計画等によって、企業の誘致が可能なエリアでもありますので、そのときの条件整備として、道路等もあわせて、やれる分だけできるだけ県道猪野篠栗線に近づくまでをですね、やることは可能だと思っております。県のほうにもこれから協議していきますけれども、町としてもやはり優先なのは猪野篠栗線の今、レイクウッドのところまで、町も先行して整備してはいますが、あれから35号線への連結する、これのほうが、優先度として私は高いんじゃないかなと思っております。山野議員がおっしゃったように、堀田～辻畑線の道路っていうのは、確かに抜け道として、われわれも利用したりしますけれども、まだまだそこまではですね、交通量というのはあってないと思っておりますし、そういうことで、いつでも接続ができるように、準備はですね、やっていきたいなと思っております。一つだけ言っとくと、福岡県も非常に久山町には入ってくれています。これはもう糟屋郡全体を見ていただければわかるようにですね。先ほど言いましたように片山橋福岡市境、今度猪野で順序で。だから年のうちにですね、入っていない自治体は多いんですけども、福岡県はきちっと、本町には入ってくれていますので。福岡県も全体を抱えていますのでですね、順序というのはやっぱり早めることができないと思っておりますけども、それはまた協議しながら、お願いしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 土地利用のほうですけど、そのエリアの地権者等の合意があれば、開発は可能になるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これはもう、土地の地権者の意向次第だと思いますけども、先ほど言いましたように、土地利用としては、手続きあるいはそこで行う開発の目的、用途によって可能な部分というのがあります。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 地域の安全確保のためにも早期の着工に向けて、関係機関との協議を引き続きお願いしてこの質問は終わりたいと思っております。

続きまして2項目めですけど、今後の住宅用地の確保についてです。

現在、町の人口は微増ながらも増加を続けております。約9,000人を上回っています。

町への移住・定住のニーズや福岡市周辺自治体の人口動向等を見ても、今後もこの傾向は

しばらく続くと思います。人口について急激な増加への施策を行う必要はないと思いますが、周辺自治体と比べ高齢化率が高い町にとっては、この傾向を逃がさず、できるだけ長期的、計画的な人口増を続けていくことが活性化のためには必要だと考えます。無秩序な開発を抑制する土地利用政策を展開してきた町における、今後の住宅用地確保に向けた方針および具体的な取り組みについて町長の考えを伺います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町全体の人口政策といいますか、人口増政策、あるいはそのための宅地の創出については、本町は、将来人口は当初1万3,500人、これはまだ現在も生きてますけれども、大体総合計画あるいは都市計画のマスタープランあたりは、総合計画というのは遠い先っていう形になりますけれども、大体都市マスタープランとか、総合計画の見直しでも、大体10年先を見据えて、計画を立てて、5年ごとの見直しをやっていくのが実態でございます。今、都市計画マスタープラン、総合計画もそうですけれども、10年後、近い将来の目標は人口1万人という形で設定して、これにあわせて上下水道、環境整備あたりも全てそういう形で計画を設定してます。そういう中で、本町では今、ご承知のように、2月現在で9,064人ほど人口が今伸びてます。今現在、上久原土地区画整理事業によって創出された宅地もまだまだたくさんありますし、今進めてる草場の住宅開発事業等もあってですね。上久原だけでも、まだ、宅地から想定すると500～600人の増は見込めてくるんじゃないかなと思います。大体こういうものにあと本町で町の関係では、山田幼稚園跡地周辺、それから久原幼稚園跡地周辺等についても、大体土地利用的には住宅等を考えてますので、1万人近いところにいくんじゃないかなと思っております。本町については、議員もおっしゃったように、計画的な、そして良好な田園居住区を作っていこうということで、大体最低敷地坪面積も70坪という形で今進めてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） すいません。ちょっと自分の地元にはなるとは思いますけど、中久原行政区の人口が減少しており、中久原に住宅の開発はできる予定はないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町は八つの地区の集落を大体こうバランスよく進めていくのが本来の基本的な考えです。ですから、やっぱり地域によって盛衰っていうのがあってですね。以前は草場、東久原が非常に人口が減って、東久原は途中で住宅開発をして、逆に既存集落よりも新興住宅として伸びた。今、草場地区のほうでそういう住宅開発をやってますし、中久原も一時はミニ総パ事業あたりでですね、住宅開発もされてやってたんですけど

ども。今おっしゃるように、今後というのはやはり中久原が少し、人口増が停滞するかなという状況にあるのは確かだろうと思ってます。ただ各集落の周辺にある、住宅整備として今後やっていこうというところは、各8集落、地区整備計画あるいは地区計画を設定していますので、まずはそのエリアを埋めるのが、土地利用上は優先とされることなんですけれども、中久原について言えば、ミニ総パ事業で宅地を生み出そうということで、あそこに美咲ヶ原のところに宅地を造りました。上久原のほうはミニ総パ事業ではなくて、土地区画整理事業で宅地を生み出そうということにあの時なったんですけども、ミニ総パ事業でやった美咲ヶ原が、まだまだほとんど宅地に住宅が建ってないという状況がありますので、そこはやはりですね、先にやっぱり地権者の方に宅地利用していただくように促進していくのが先だろうと思ってますので、町としてもそういう振興推進についてですね、お願いをしたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 町長なんて言われました。ミチョパ、中久原の
(町長久芳菊司君「美咲ヶ原」と呼ぶ)

何とか事業

(町長久芳菊司君「ミニ総パ事業」と呼ぶ)

ミニ総パ事業ですかね。それは最低敷地が400㎡って決まってる土地のところですよね。最低敷地がですね、400㎡となっているその地区はですね、現在の宅地を購入を希望する方からすれば大変大きな土地になると思うんですけど、地権者にとっても最低敷地が狭くなれば、売りやすくなるというメリットが考えられます。宅地化が進む一つの要因となると考えますが、この件について一つお伺いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃる通りですね、当時は、あそこ120坪なんですよね、400㎡ということで。集落整備法が調整区域内でも住宅開発を認める条件として、農村集落っていいですか、そういう田園居住区の中での土地利用あるいは景観を壊さないために120坪という、2世帯住宅あるいは菜園付きの住宅というのを当時は理想的な、そういう法律の中で進められたものだったので、1区画120坪という形であそこの宅地は整備されてますのでね。山野議員がおっしゃったように、時代ももう30年近くもたったからですね。今の中ではなかなか宅地利用しようとしても、自分ところの分家とか何かならあれなんですけど、難しいのが今の宅地化ができてない状態じゃないかなと思います。ただこれはもう法律で縛ってるっていいですか。だから、一概に、簡単にですね、それを解くことは難しい。ただこの上久原も区画整理のとも当初120坪ぐらいのものやったんですけど、それ

ではちょっとなかなかいかんということで途中で100坪に変更した経緯がありますけれども、ただ、今の120坪のところを最低敷地面積を100坪にしたとしても、二つの宅地ができないんですよね。今のところでは120坪ですから。だからこれはちょっと難しいなというところがありますので、土地利用を120坪にできる土地利用を考えていただくか、もう一つはですね、これはもうはっきりできるかどうか、これはもう上の所管庁との協議になりますけれども、事業を実施してから30年もたってる状況の中でこういう状況が生まれてるということで、これはやはり県あたりと協議をしてですね。最低でもあれ二つにしようとしたら60坪なんですね。今草場地区が60坪でやっていますので、そういうことが可能かどうかというのは、これもう一度やっぱり県と当たってみたいと思います。ただ、非常に難しいということは、先ほど言ったように、条件がそういうゆったりとした宅地を造るということで、環境を作るということでの事業が生まれてますので、これを変えるということは非常に県にとっても難しいことじゃないかなと思いますけれども、今言ったように、現実にもそういう時間が過ぎてますのでね、もう一度その協議はやっぱり町としてもする必要がありますなと思ってますけども。これができるということはちょっと保証はございません。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 上久原のように、100坪ではちょっと今の現状の敷地100坪の利用をするには大変難しいと思うんで、町長が最後言われました、二つ割って60坪、大変難しいとは思いますが、県のほうとも協議されまして、地権者もその方向がいいという方もおられますので、進めていただきますようお願いし質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、2番清永義弘議員、発言を許可します。

清永議員。

○2番（清永義弘君） 清永でございます。

今回、一般質問につきましては、2項目させていただきます。

1項目めにつきましては、久山町における障害者職員の雇用の状況と受け入れ対策について。2項目めにつきましては、令和2年度の大規模改修や補修工事計画について質問をいたします。

まず、1項目めでございますけども、久山町における障害者職員の雇用状況と受け入れ対策についてであります。1960年、昭和35年に制定された障害者雇用促進法に基づき、国、地方団体も障害者の方々を雇用しなければならない法律が定められました。当然、我が町も雇用の義務を課せられています。そこで、久山町における障害者職員の雇用状況について説明を願いたいと思います。

なお、個人の情報になりますので、名前とか所属部署や障害の程度といったものは必要

ありません。現在の職員人数から定められた法定雇用率を簡単に説明してください。総務課長の答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） お答えいたします。

国や地方公共団体においては、法定雇用率は2.6%となっております。久山町の令和元年6月1日の現在の雇用率は4.29%となっており、法定雇用率以上の割合で職員を採用している状況でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 職員の今の現在の人数全体の職員数と、それから雇ってある人数をもう一度お願いします。それと、もう一点は、2.何%かおっしゃってますけども、そのパーセントを、今ちょっと聞こえづらかったから。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 現在の法定雇用率は2.6%でございます。

それから、職員の数なんですけど、その数には企業職、教育職、それと看護師を除く一般職員、それと嘱託、臨時のフルタイムの職員ということになりますので、現在70名のうち3名を雇用しているという状況でございまして、3人割る70人で4.29%となります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） ありがとうございます。

当然ながら、こういうふうにして雇用率が100%以上でなければいけないというのは当然でございますけども、それと当然達成してあるというところで安心をいたしました。ただ、今課長がおっしゃってた2.6%の雇用率の制定は、来年の4月1日からの施行だろうと思います。今は2.5%ですね。それにしても、久山町については3名、だから実質2名以上の雇用があるということで、安心をいたしました。

次に、障害者雇用の受け入れ態勢であります。障害者職員、特に車椅子を必要とする職員の受け入れ態勢が不十分ではないかと感じております。例えば、役場下の駐車場や相撲場横の職員駐車場からは階段と長いスロープになっており、西側玄関、財政課のほうに入っていく出入り口ですけども、そこは引き戸がある。それから教育委員会のほうの入り口については段差になっており、通常そういう障害者の方が勤務できる状況ではないと思っております。

また、車椅子を利用する職員を採用した場合には、教育委員会や議会事務局には階段や

段差があり、職員を配属することはできないというような状況に、今久山町はなっておると思います。

これは、町長にお尋ねしたいんですけど、このような状況を鑑みたときに、今後の庁舎の整備の対策とか職員の採用について、どのように考えていらっしゃるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 障害を持たれた方の職員を採用した場合、セーフティーな環境を作るということだろうと思いますけれども、障害にもいろんな形がありますので、実際にそういう障害をお持ちの方を職員として採用する場合には、臨機応変にそれに対応していきたいと思います。車関係については、当然一番上にそういうスペースを取ることも可能だし、スロープというか、車椅子でも仕事ができるという環境整備配置とか、当然2階等になるとエレベーターがないと行けませんので、その方の仕事の配置等を考えながら、その時点で事前に臨機対応ができるんじゃないかなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されますように、臨機応変にやりたいというところでございますけれども、今現在久山町の人口が9,000人、希望とする増加人数は1,000人から2,000人ということで、1万から1万1,000人ぐらいは増加になってくると。そういうような増加を考えると、障害者の方がこちらのほうに定住されて、そして久山町の役場に入庁したいというような希望者も多数出てこられるかもしれません。そういうときに、今町長がおっしゃるように臨機応変にということでございますけれども、現状ではよその市町村の役場、私が経験した中では粕屋町あたりは20数年ぐらい前から、これは女性の方やったんですけど、現場で車椅子を使ってばりばり仕事をしてありました。そういうような環境を、実質今からそういう場合にやっていくということじゃなくて、できる状況を町としても体制をつくってかないかんということは私は思います。

ですから、今の現状の中で3人の雇用があるということでございますけれども、たまたま今久山町についてはそういう職員はおりませんけれども、人口増とかよそからの職員の希望もありましようけど、そういう体制の中で引き受けをする場合には、時間をかけて、そういう職員が入ってきたときに体制をつくるということじゃ間に合わないと思いますね。だから、日々の中で、例えば今年の予算には全く入ってませんが、軽微なものであれば、やはり準備をする必要があると思いますけれども、その点、町長はどういうふうな考えを持ってあるか。

○議長（阿部文俊君） 町長

○町長（久芳菊司君） 軽微でやれるものは少し検討はしてまいりたいと思いますけども、全体的に庁舎も今現在の職員でスペースが大体満杯状態になりますので。そうなると、施設そのものを拡大するという形になってまいると思いますので、それを前提として先にやるというのは非常に町の財政としても厳しいところがありますので、採用は今の雇用率を考えながら、ただ入ってこられる方にもそういうスペースだけを作ってそこでしてもらわねばいけません。やっぱり職場のみんなと、同じ仲間の中の場所で一緒に動ける形が一番理想だと思いますので、この辺は、今は定数を倍近く上回ってますので、それに応じた形で計画を進めていくしかないかなと思ってます。

あと、今の中でやれる軽微なものについてはやっていきますけども、大々的にこのちっちゃな役場でそういうスペースを確保するというよりも、やれる分はやりながらそれに合った採用の仕方を久山町の小規模みたいところはやっていく。それともう一つは、障害をお持ちの方のお仕事の配置とか内容にも私はよると思います。必ずしも庁舎とは限らないし、場合によっちゃC&Cセンターとか出先のほうでも仕事をしていただけるという場合もあろうから、むしろそういう環境のほうを考えながら採用をしていったほうがいいのかと、私はそう思ってます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されましたように、そういうふうな対応をやっていくということは当然必要だろうと思いますので、今から先の未来に向けて、そういう職員が、あえて言うなら入庁できるような体制づくりを今後検討をしていただきたいと思います。

次に、2番目に令和2年度の大規模改修や補修工事計画等について質問をいたします。

平成30年および令和元年度に施設の改修工事や大規模改修について質問をしてきました。担当部署では、状況を確認し今後したい、と答弁されましたけども、本年度当初予算および補正予算を確認する限り、目新しい予算編成はされていないように感じました。

昨年、財政課からいただいた各課からの当初予算の要望計画案、これは書類をいただいているわけですけど、その中では、令和元年度に全体で68件、10億1,300万円、令和2年度46件、6億9,200万円の計画案が各課から出ております。これは、課の分割といいますか、産業振興課とかに分かれたり財政課に課が変わりましたが、そういうふうになる前でございますので、要請箇所や金額が当初計画案からかなり変わってるとは思いますが、令和2年度の予算編成に当たって、各課からの要望などがどの程度反映されているのか、また本年度の計画はどのようになっているのか、財政課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） お答えいたします。

町が管理します公共施設の中で維持補修が必要なものにつきましては、議員おっしゃるとおり、各課が調査の上、財政協議を行いまして、緊急性や必要性を考慮し予算化しているところがございます。大規模改修や多額の費用を要する補修につきましては、緊急性も念頭に置きながら、補助金の有無や効率的、効果的な施工方法を検討しながら予算を配分していくこととなります。

令和2年度の大規模改修、補修工事の計画につきましては、各課より提出されました事業計画をもとに予算査定の中で緊急性や必要性、それから影響度などを協議しながら優先順位を設け予算配分をしたところがございます。

令和2年度の大規模改修や補修工事等の計画についてでございますけれども、令和元年度の一般会計補正予算（第4号）におきましては、学校施設環境改善交付金および学校教育施設等整備事業債を活用しまして、久山中学校特別教室棟耐震補強改修工事、これは5,820万円です。久原小学校屋外トイレ改修工事600万円、山田小学校トイレ改修工事600万円を計上しているところがございます。これらにつきましては、教育課より事業計画で令和4年以降にやるということございましたけれども、国の補助金等、補正予算等がつかました関係で、前倒ししてこちらのほうを令和元年度第4号補正案として計上しているようなところがございます。

また、令和2年度の当初予算としましては、工事費総額3億1,457万1,000円、修繕費総額4,593万2,000円を計上しております。修繕につきましては、施工箇所を特定せず、緊急に対応できる予算として計上しているものでございますけれども、施工箇所を特定した施設等修繕予算としましては、1,291万1,000円を計上しております。また、修繕費のうち苦情要望等対策費としまして、生活環境基盤整備事業費、道路維持費、交通安全対策事業費、公園費に1,380万円を計上しています。いずれの事業につきましても、各課が策定しました事業計画に基づき、緊急性のあるものを予算配分しております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） ありがとうございます。

学校の建物補修工事、あれについては去年から議会でも協議してきました。今回は特別に補正予算の中で学校のトイレの改修工事が入っておりますので、これは皆さんがいろんな中で子どもさんも含めて利用するわけですから大いに大事なことだろうと思いますのでいいんですけども、久山町の公共施設等の総合管理計画書、これは以前いただいておりますけど、これも確認したり、先ほど申しましたように、財政課からいただいた要望書案、これ

が年度からいうと令和元年から4年までの中で各課からいろいろ出てきておるわけですが、予算の年度の中では、相当数計画から予算の関係で削られてるというような状況になっております。

去年いただいた書類の中でいきますと、先ほど数字で言いましたけど、全体で68件、10億1,300万円、2年度は46件で6億9,000万円というようなことで、要望案もかなり変わってきております。そういうような中で、当初計画がなされてる内容から予算の関係上もあるんでしょうけど、相当計画が変わってきてるということでございますので、なかなか要望するのが難しい面もあると思います。

そこで、町長にお尋ねをしたいんですけども、町長は昨日の所信表明の中で、本年度は予算財源が厳しいことから予算を削減したということで、このことについては本当に仕方ないと思っております。そう言いながらも、先ほども町長が答弁されましたように、軽微な補修工事等は様子を見ながらということもおっしゃってますけども、例えばしつこく言うようでございますけど、段差をなくすスロープ工事とか手すりの設置など、障害者の方々に対する思いやりの工事を実施するというのが、本年度の予算状況により1年間事業費を使った中での予算が仮に余れば補正という形の中で、補正予算でそういうふうな事業を行ったらどうかという、これは私の要望でございます。

また、大規模改修についても、本年度は先ほど財政課長が申されましたように、中学校関係が大きな事業の1点でございますけども、来年度の一般予算に向けて優先順位をつけるならば、毎回ソフトバレーボール大会があつてる山田小学校あたりの改修工事を優先すべきじゃないかなと。これは、毎年議会の中で一般質問もあつてますし、それぞれ各個人からも要請があつてるんじゃないかと。毎回あそこの体育館が醜いというようなことをおっしゃられてる方もいらっしゃいますし。去年の要望案を見ても、教育課のほうから実施計画、それから実は本年度の改修工事の実施要請を計画をされておりました。今回はそれが消えてるというような状況でございますので、本年度、また来年度と財源は厳しい時期でありますけど、町民も当然望んでおりますので、今後の対応や対策について、町長のお考え、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公共施設の改修等については、本当に要望はたくさんあるんですけども、なかなか一気にできないというのが、本当言うて正直なところでございます。

日本経済が右肩上がり、特にバブル時代に集中して、昭和50年後半からですかね、久山町も50年代から学校とか、それからバブル後半のときにいろんなC&Cとかレスポとか、そういうものが集中してるのが、今ちょうど改修時期に集中してると。

これは久山町だけじゃなく全国的にもそうですし、今回の補正で挙げてる久山中学校の特別教室も、実は数年前に大規模改修をやったときに一緒にやりたかったですけれども、あれはかなり60年近く、40年ですかね、年数がたってるということで。本来ならば、老朽化施設として建て替える、そういう事業を補助事業でやってやろうということで残しておったんですけれども、状況が全く変わって、ともかく耐震化をやんなさいということで。当然耐震化にお金をかけて、また崩してやるのかということもあったから外しとったんですけど、耐震化をやって、耐震化補強をやればまだ大丈夫だという結果になって、それでは取り崩しは認めないというような格好になって急ぎよまたやったんですけれども。

国もそういうことで、以前だったらそれは老朽化施設ということで、危険な建物ということで、次の新しい新設の補助事業があっただけなんですけれども、国も全体的に、これから迎える各自治体の公共施設の維持補修というのが大変になるということは理解していて、今そういう公共施設については長寿命化計画を作んなさいということで。できるだけ新設するんじゃなくて、今現在の施設の寿命を延ばしていこうということで、できるだけ改修とかそういうことをやりながらということでございますので、本町においてもそういうことをできるだけやろうということで考えてます。

そういった中で、議員がおっしゃったように、そんなに大きな事業費をかけなくてもやれるもの、あるいは山田小学校の体育館も、山田小学校の体育館についてはかねてから声はあるんですけど、現状での天井というのは、本来危険度はないんですよ、あれ自体は。ただ、あれをはいでしまうだけだったらそんなにかかりません。だけど、講堂として学校は使ってるので音響の問題が、響くとか声が割れるとかいう状態があるので、できれば山田小学校の大規模改修の時期も近まっていますので、その中でやるのが一番ベターだと思っております。それが延びるようであれば、今おっしゃったように、町民の方のそういう声も強いところですので、その部分だけをやるということも一つのあれなんですけれども。あそこの工事の場合は、足場工事がほとんどの金額になりますので、まずは今の状況を全部待って、コンクリートの状態にするかということも検討させていただきたいなと思ってます。

いずれにしても、障害を持った方に対する安全を守るといいますか、そういうものはいろんな声というか、恐らく各部署もそういう気付いてないところがあるのかもしれないので、もう一度その辺は確認して、本当に障害を持った方が要望されてる部分であれば整備を進めていきたいと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されましたように、そういうふうな思いやりの工事を計画していただきたいと思います。

それから、これは山田小学校ばかり言うわけにはいかないところがあるんですけども、山田小学校についてはみんなが使う場所ですので、あの光景を見たら、極端に言うたら、アスベストやないかとかいうことも、あの時代でいくと、昭和47～48年ぐらいの建物だったらアスベストが入ってますけども、それ以降だったらアスベストは入ってませんから、当然わかる人が見たら、ただ塗装というか、専門的なあれはわかりませんが、ただそれがはがれただけということではわかるんですけど、どうしても見たむないところもありますんで、極力優先的に考えていくということをお願いしたいと思います。

それと、町長も今おっしゃいましたけど、障害者の方というのはなかなか現場に来たときに使いづらいと次に来づらくなってきますので、前回も私が質問したときには、現地を確認して軽微であればやっていきたいということでありましたけど、その実績はまだ出てないようでございますので、再度各課で見ていただいて、ちょっとした階段があるところをスロープに替えるとか、手すりをつけるとか。前回も申しましたようにトイレとかいうのは、各施設の中では障害者用のトイレなんかをちゃんとつけてあります。ですから、それはもういいんですけども、庁舎内にしても障害者の方がお見えになるときに、先ほど申しましたように、財政課のほうに入るときとか教育委員会に入るときとかいうのは、実質車椅子じゃ無理ですよ。そういうような状態がありますから、そこがどのぐらいの費用でかかってくるかわかりませんが、予算を見ながら軽微なところを少しずつでも改修していただければと思っておりますけど、再度町長のほうの意見をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一つは、久山町の障害者の団体という組織が以前はあったんですけど、今はもう解散されたんですよ。だから、われわれの気付かない点もあってるんだろうと思います。そういう声のあるところについて当然町としてはやっていくということでは、これまでもやってきてるわけですから、もしそういうところがあれば配慮はしていくべきだと思っております。

ただ、今おっしゃった役場のスロープについては、障害者の方の止められる駐車場は表玄関のほうにしてるんですよ。だから、やっぱり表玄関からどっちみち入っていただくような形になってるので向こうはしてないというところもあるけど、実際どうしても車はこっち側ですから、久山町の場合はワンフロアで段差はそうないと思いますので、それで特段お声がないのかなという、だから、もしそういうお声があれば、当然対処はしてまいりたいと思います。そんなスロープ造るのはあれですから裏についてもやりたいとは

思いますけど。

だから、言いましたように、われわれも障害を持った方々に対する不便だなと感じておられる部分がわからない点もあるかと思しますので、もしそういうものがわかればまた聞かせていただきたいし、職場としてやっぱりこれは必要だなというところは、もう一度また各施設の確認をさせたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） ありがとうございます。

今町長が申されましたように、やはり見落としというか、そういう面が多々あると思います。それで、再度各課から担当されている施設について、私も一緒に行って確認しても構いませんので、そういうような状況を職員として認識していただきたいと思っております。

本当に軽微でできるものはなるべく早くやっていただきたいということと、財政の問題もありますけども、この総合管理計画、これを見ましても久山町庁舎が一番古いわけですから、かなり金額の計画が立ててあるわけですね。そうすると、全く今の状況でいくと計画倒れというか、計画に沿わないような状況に今なってるということでございますけど、これはこれで今の財政の問題とかいろんなことがありますから、これをちゃんと整備せろというのははっきり言うて難しい問題がありましようけども、町民が利用する施設、それから職員が利用する施設についてはできる範囲内で再度検討していただければと思いますので、再度町長のご意見を聞いて一般質問を終わりたいと思いますけど、町長、再度よろしくをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 全体的な公共施設、町民の方、あるいは仕事として使う施設については、できる限りそういう改修なりはこれからもやっていきます。障害者の方たちに配慮した施設整備ということは、大きな事業というのはなかなか難しいと思いますけど、先ほども言いましたように、われわれとしては常時使ってもらってますので、それで足りてるものという部分があるかと思しますので、清永議員さんもお気付きの点があれば指摘いただきたいし、職員のほうにも再度そういう声はないのかということを確認をさせていただきたいと思います。必要な範囲での整備をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 本当に対応方よろしくお願ひしたいと思ひます。

今の財政上、なかなか予算を組んでやっていくというのは本当に厳しいとは思ひますけども、今後の対応をよろしくお願ひしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は、10時45分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時28分

休憩 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、私は2項目質問させていただきます。

まず、ゼロ歳から18歳の子育て支援事業について。

新型コロナウイルスによる肺炎は拡大を続けています。久山町内の小・中学校は休校になった。特に集団活動の多い保育園、幼稚園、学童保育は感染リスクが高いです。町の担当課や教育委員会も大変と考えますが、対応に怠りのないようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

子ども・子育て支援事業計画を策定された平成27年当時の人口は8,333人で、人口構造はつぼ型と呼ばれ、少子・高齢化が進んでいました。今年1月31日現在の久山町の人口は9,064人、そのうちゼロ歳から5歳、小学生、中学生の義務教育対象児の児童数と、現在取り組んでいる久山町子ども・子育て支援事業計画の実施状況および成果はどうなっておりますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

お尋ねの点は、1月31日現在のゼロ歳から5歳児は570人、小学生が630人、中学生が291人となっています。久山町子ども・子育て支援事業計画についてですけれども、本計画は平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行されていることに伴い、幼稚園および保育所と地域の子ども・子育て支援事業に関して、ニーズ量に対する確保策を数値目標として掲げたものです。計画期間は、平成27年度から平成31年度となっております。

本町は、公的には町立幼稚園と町立保育所で教育と保育のニーズを受け入れていますが、計画当初は幼稚園での預かり保育のニーズに対する確保策は入れてなかったのですが、平成30年度のけやきの森幼稚園の開園に合わせて保護者の声もあり、幼稚園の預かり保育を実施して受け皿を確保できたのは成果の一つに挙げられると思っております。

また、家庭保育のニーズも含めた地域の子ども・子育て支援事業としては、子育て支援センター木子里で、親子活動の支援や平成28年度に篠栗町と広域事業として立ち上げたファミリー・サポート・センター事業などが対応している事業でありまして、ファミリー・サポート・センター事業にはニーズ量は数値では挙がっておりませんでしたけれども、現在は順調に会員数および活動する数が伸びているなど、潜在ニーズに対応した子育て支援事業として子育て世代の一助になっているのではないかと考えています。さらに、教育分野では、本年度から教育所管で学童保育事業を行い、教育と福祉の一体的な取り組みにより学校と学童との連携がスムーズになり、充実した支援となったことも成果であると考えています。

今後も町内の子育て世代のニーズを満たせるよう、子育て支援事業の推進を図る方向に考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 大体町としては、よく保護者の声を聞いてあるなというところもあります。特に、町外から引っ越して来られた方々に対しては、そんなに苦情を言われませんが、ひとつ今後とも「未来へはばたくわがふるさとの小さな命」を計画理念として、平成27年に久山町子ども・子育て支援事業計画を策定されたその精神を令和のこの年においてもひとつ保っていただきたいと思います。

平成26年当時は、ゼロから15歳までの人数は1,348名で、今年、令和2年2月1日現在では1,709名。久山町では子どもの数は大きく増え、それにより保育所、学童保育所等の定員、施設機能等に対する影響も大きくなっております。今後、上久原土地区画整理事業、草場地区等の住宅開発が進むと、さらに子どもたちも増えてくると考えられます。平成27年に計画された「生命（いのち）と育ちを大切にする」「困っている声に応える」「生活（くらし）を支える」の3つを大切な指針として、今後久山町子ども・子育て支援事業計画の見直しや保護者が安心して子育てに、教育、保育を受けられるように、町の今後の政策、施策の充実はどう考えておられましようか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在、令和2年度から6年度の5カ年の計画を協議しながら進めているところでございますので、内容については福祉課長に説明をさせたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 福祉課長。

○福祉課長（稲永みき君） お答えいたします。

ただ今第2期の子ども・子育て支援事業計画を令和2年度から6年度の5カ年計画分を

策定している途中でございます。委員さんを10名お願いしまして、その委員さんのご意見を聞きながら計画を作成中でございます。この件につきましては、昨年の11月に就学前の子どもさんの保護者、それから小学生の子どもさんの保護者に対しましてニーズ調査を行いました。そのニーズ調査をもとにして見込み量を策定し、それに対する計画を今現在作成しているところでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 保護者の100%の満足というのはなかなか難しいとは思いますが、担当課としては頑張ってくださいようお願いします。

次に、子育て支援事業のための学童保育所について触れたいと思います。

小学校1年から6年までの学童保育所の運営は、現在どういう状況か。現在コロナウイルスによる肺炎の感染拡大防止のために小学校は休校になったが、学童保育は通常どおりで、事前登録のない児童も受け入れるという状態。支援員は足りるか、感染防止は万全か、また施設等に問題ないか。平成26年当時は久原・山田小ともに学童保育の定員は45名でありましたが、その点をお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在の学童保育の状況でよろしいんですか。それとも、今回のコロナウイルスの対応みたいな……。

（3番有田行彦君「できたら、私はコロナウイルスは質問事項に上げておりませんが、できたら町長の考え方をお願いします。」と呼ぶ）

考え方というより、現状を教育課のほうから報告させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

学童保育については、久原小学校、山田小学校それぞれに設置をしております。人数としましては、登録者人数として久原小学校が76名、山田小学校が46名でございます。

今回の急な要請で、臨時休校ということで、ただ学童保育については通常どおりということがございました。そこで、学童保育については、業者のほうに委託をしているものですので、業者のほうにその状況を説明し、ご依頼をしたところです。急な休校で朝から預かり保育をするということになりましたので、委託業者のほうも支援員を増員するなど、急な対応をしていただいております。そこで、今は混乱なくできているということ聞いております。ただ、国のほうの要請もあって、できるだけ新規の学童保育の登録を認める

ようにということもございましたが、ここについてはやはり会社の経営の方針もございまずので、急な登録は難しいということをお伺っております。

そこで、教育委員会としましては、お困りの保護者の方もいらっしゃるでしょうから、1、2、3年生まで、実は急な対応で昨日3年生を追加したところですが、保護者の中には、3年生で学童に預けたいという保護者が数名いらっしゃったようです、これは、学童からの情報なんです。そこで、学童としては難しいので学校で預かる子どもを1年、2年と限定してたところを、昨日ですが、3年生まで広げて、学校からお困りの保護者はないかどうかお聞きしていただいたり、3年生の保護者には再度通知をしたりして、お困りの保護者の対応を昨日から始めたところです。

今日学校のほうにも聞きましたけれども、例えば久原小学校は既に3年生10名の保護者からのお尋ねがあつて、今日どれだけ実際来ているかはわかりませんが、学校で緊急対応でお預かりをしているところです。山田は今対応中でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 突然の、私、質問事項に挙げておりませんでしたけれども、丁寧なご説明ありがとうございます。

共稼ぎ夫婦の方が非常に増えて、いわゆる久原小学校では26年当時は45名でしたけれども、今現在76名と。やはり、学童保育を大事にしないといけないという保護者の方の意思の表れでもあろうと思います。ひとつ大変な時期に大変なことになってはおりますけれども、ひとつ頑張っていたきたいと思っております。

次に、幼児の教育、それから保育の無償化制度が始まりました関係についての質問と、それから昨年10月1日から幼児教育・保育の無償化制度が始まりました。対象の子どもが全国で最も多かったのは、主に認可保育所を利用する3歳以上の子どもで、実際昨年12月19日までの町立保育園杜の郷入所希望者数は179名で、定員120名をオーバーしている状況。今後上久原区画整理事業や草場地区の住宅開発の関係で児童が増えることが考えられますが、2月末現在、杜の郷の児童数等の状況はどうか。また、幼児教育・保育の無償化制度は町内の認可外保育施設も対象になっておりましたでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

令和2年度の久山町立久山保育園杜の郷の入所申し込みにつきましては、180名の申し込みがあつております。しかしながら、3名辞退が出ましたので、現在177名と。そのうち8名は年度途中の入所希望者ですので、4月1日入所希望者については169名となりま

す。また、無償化については、町内の認可外保育施設も令和元年10月の制度開始から対象となっておりま。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、幼児教育・保育の無償化制度でお尋ねしたいんですが、その影響で、これまで保育料に含まれていた副食費、おかず代は保育所が直接月約5,000円の副食代を徴収するようになっているのではないかと思います。副食代の費用を町内の認可、無認可保育所が肩代わりしたりしてるのではないかと思います。副食費等を無償化の対象から外したことで、保育料が無償化制度になってかえって保護者の負担は増えてないでしょうか。ちょっと心配するものですから、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 福祉課長。

○福祉課長（稲永みき君） お答えいたします。

副食費につきましては、国の制度の中で無償化の対象外という形になっておりますので、保護者の負担になっておりますが、3から5歳は保育料自体が無償になっておりますので、副食費は直接保育所のほうに支払うということになっておりますので、負担増にはなってないのではないかと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） できましたら、副食費の幾らかでも助成ができればいいと思います。

それでは次に、昨年9月議会で杜の郷の待機児童対策についてお尋ねしたところ、町長は認可施設を増やすことや杜の郷の増設も一つの考えとの答えであったが、どうなっておりますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほども申し上げましたように、令和2年4月1日現在で約42名の待機児童が見込まれますので、今現在、新しい認可保育所の設置について準備を進めているところでございます。計画としましては、60名定員の認可保育施設を、民間を対象として、今、公募の準備を進めているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も新しく造ることになれば、例えば今、粕屋町では、今の3月議会で1億5,000万円ほどの予算を計上して新しく認可施設を造るというような計画を立てていらっしゃるようでございますが、そういうことから考えると、増設するにしても費用がかかりますので、無認可を今やってらっしゃる保育所が認可保育所になりたいということであれば、ぜひひとつ認可保育所に認可するような手だてでやっていただきたいと思います。

いますが、再度その点、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） あくまでも公募でまいりたいと思っておりますので、町内の現在の無認可施設に限らず広く公募はやっていきたいと思っておりますので、ぜひ町内の既存の無認可保育施設の方も手を挙げられるだろうというところもありますので、実際にそういう準備を進めておられるところもありますしですね。ぜひそういう方たちも参加していただいた上で審査をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 待機児童というのは、この問題というのは喫緊の問題というふうな捉え方をしますけれども、建物だけじゃなくて、例えば町内の保育所の中で保育士の数とか保育士の待遇とか、そういった問題について耳にされたことはありまじょうか。

いわゆる保育士が足りないとか、保育士さんの待遇が悪いとか、そういった声は聞かれませんか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 認可外施設については、そういう話は聞いたことはないですね。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 一応、そういった現場での保育士さんたちの仕事も大変だろうと思っておりますので、そこら辺あたりに対しても温かい目で見えていただきたいと思っております。

次に、中学校のランチサービス弁当給食についてお尋ねいたします。

中学校のランチサービス弁当給食の現状は、中学校給食への保護者の署名活動の趣旨は完全給食を目指すものでありましたが、私も請願の紹介議員として、また議会でこの請願を可決していましたが、保護者の給食を急いでほしいとの要望で弁当給食になったとの説明でしたが、現在希望者数は何名ぐらい、何食分ぐらいあるのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

昨年の2学期から開始しましたランチサービスですが、導入当初の喫食数は39食でしたが、2月末までで最も多いときは54食の注文がございました。現在のところは喫食率としては低いのですけれども、今年1月の中学校入学説明会において、新入生とその保護者にランチサービスの弁当を試食していただきました。食後にアンケートを取りましたけれども、保護者、児童ともにおおむね好評でございました。

今後も引き続きランチサービスの良さを、栄養バランスの取れた食事であることや保護者の負担軽減につながるということをアピールしていきながら、喫食率の向上に最大限努

力していきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 先ほど中学生の生徒数は291人という説明でした。その中で54人、ちょっと寂しい気がいたしますね。それで、本当言うと、完全給食に対する請願、署名運動というのがあったんですね、保護者の。それは、こういった形になるという、結果的には今のところ54人と、こういう形になってるということについて保護者の方は納得されてるかなという心配があるんですが、その点はどう考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 中学校給食については、請願で多くの方といますか、人数的には多かったと思いますけども、請願と実際の保護者の方たちのお考えというのは、若干恐らくずれはあったんじゃないかなという気はいたします。あのときに一番強かったのは、食育の問題というのが一つには挙がるんですけども、実際は共働き世帯の方が多いということで、負担を軽くしてほしいという、そういうのが請願の要望の中にはかなりあったんじゃないかなということだったと、私はそう理解してます。

そういう中で、実際弁当給食という形で、完全給食に至るまでにそういう弁当給食をとということで実施させていただいたんですけども、そういう中で請願の方たちに対して、とにかく早いがいいだろうということでさせていただきましたけれども、実態は今報告したように、そんなに数がなかったというのは、われわれも少しがっかりしてる場所があります。

というのは、久山で長年家庭の弁当給食をやってきたという経緯がある中で、保護者の方が、子どもが2人おるならば自分で弁当を作ったほうがいいよというお考えも出てくるんじゃないかなと思います。先ほど教育長が入学予定者に試食をしたということでございますので、せっかく弁当給食を進めてますので、大いにご利用したいといたしますか、これは強制するわけにはいきませんので、自分でお弁当を保護者の方が作っておられると思いますので、特に共働きの家庭についてはそういう助けになるとわれわれは思ってますので、ぜひ活用していただきたいし、栄養的なバランスも当然給食ですから考えての提供でございますので、今後はそういう面に町としては努力をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そうですね。弁当保管室も約3,700万円の工事代を使って造っておりますので、そういう中でこういう291人のうち54人というのはあまりにも、こういう言い方をするとはらかかれるかもわかりませんが、努力不足だと私は思わざるを得ないわけですね。

というのは、当初完全給食をという署名の中から、保護者が急がれてるから弁当給食にしましたということです。そしたら、保護者が本当に給食を急いでほしいというならこういう数字じゃないと思うんですが、その点どうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） だから、保護者の方の実態が私もよくつかめませんが、確かに完全給食が一番望ましい姿と思っておりますけれども、いわゆるこれまで久山町がやってきた中でどれだけの人が、アンケートを取っても大体半々ぐらいだったんですよ、家庭内の弁当と弁当給食と。だから、実際に弁当給食にしたときにその数字が減るのは、私はやむを得ないかなと思っております。だから、これをこれから今の弁当給食の栄養面とかの良さ、味も当然なんだろうけど、それを広めていくしかないのかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今町長がおっしゃったように、その原因をしっかりと解明して、弁当給食をまだやっていきたいということであれば努力していただきたいと思っております。

その点、教育長のほうから内容をお聞きしたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 有田議員がご指摘いただいたように、食数はかなり低いと思っております。私も本当に残念な思いで、これをぐっと引き上げていきたいと強い思いを持っているところです。

このランチサービスの事業は、今まで取り組んでいた中学校が、親子の触れ合い弁当ということでの弁当持参、それからパンを注文してるところに新たな昼食の方法としてランチサービスを提供するというので、多様な選択肢があるということは、やはり保護者のニーズにそれぞれに応じてご検討くださいということだと思います。ただ、これだけのお金をつぎ込んでのランチサービスの展開ですので、ぜひ栄養面を考えて、保護者の方にはご注文をいただきたいというふうに思っているところです。

そこで、中学校のパンの注文ですけれども、やはり成長期の子どもにとっては菓子パンを注文する生徒も多かろうし、かなり栄養バランスが心配されるところがありますので、実は来年度からパン注文を廃止しまして、積極的にランチサービスの良さをアピールしながら注文を取っていただきたいというふうに考えているところです。今もうお知らせもしております。パンでどうしてもという方は、昔は近くにコンビニやスーパー等なかったんですが、今は結構ありますので、そこをご利用いただくというところで、来年度からは親子触れ合いの意味がある家庭で作っていただいた弁当、またはランチサービスというところをお願いをしているところでございます。

できるだけご理解をいただきながら、喫食率を上げる努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は、私たちも試食をさせていただいて、この弁当はそんなにまずくはないじゃないか、これでいいじゃないかという気分を持ってたんですよ。ところが、こういう数字になってきますと、よく原因を解明されて、さらに努力をしていただきたいと思います。

次に、イコバスの関係でご質問いたします。

イコバス関連路線バスの運行見直しに伴い、九州運輸局交通政策関係表彰を受賞しましたが、高校生のイコバスの利用は伸びていません。令和元年10月現在、無料定期券発行数は、高校生に対しては120名、1日当たりの高校生の利用状況はそういう中で30人から40人、西鉄バスのときは1日当たり60人から90人でありました。私もなぜ少ないのだろうかと、保護者の方たちや利用してない高校生から利用していないイコバスの現状と問題点の意見をお聞きいたしました。まず高校生の利用者が増えてないことについて町長はどう考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 端的に考えられるのは、今回西鉄バスが篠栗、山田のほうは猪野のほうからということもなるんでしょうけれども、乗り換えなしに目的地に行くことができた。これが今回トリアスで乗り換えという形態を取りましたので、僕はそこに対する若干の不便性から減ったのが一番大きいのかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） せっかく九州運輸局からの交通政策関係表彰をいただいている中で、その理由は利用者が増えているという理由で表彰があったと。しかしながら、現実的に見れば高校生の利用が少ない、減っているということですから、これはやはりもう少し頑張ってくださいたいと。何で高校生の利用がないのかとかいう理由も原因とかも研究していただきたいと思います。

次に、子育て支援の一環として、18歳以下は無料にできないか。中学、小学生が保護者と一緒にイコバスで移動、利用することもあります。小・中学生は、久山町は自然が多く住みよい町だと、特に久山町内に引っ越してきた小・中学生は思っていると思います。イコバスの運賃が有料となると不便な町としか思えなくなってしまうのではないかと、それが高校まで引きずることが心配だと思いますが、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） コミュニティーバスの有料化というのは、今回の改革も含めてそうですけれども、特定の住民を対象に全体の公共交通の整備を行ってのではなくて、町民全体の方、その中で特に通学生、久山町内には高校がありませんので、高校生の通学というのは少し配慮してるところでございます。

ただ、とは言っても、今回見直しで高校生の無料化をしたのは、それまでの交通体系、いわゆる直で西鉄バスが路線バスの運行をしてるときには、西鉄が特別なサービスをエコルカードで利用できてたんですね。ですから、高校生にとっては格安の値段でエコルカードを使えば利用できる。ところが、今回その前にコミュニティバスの運営会社が西鉄から変わりましたので、それによってまずエコルカードが使えなくなった。そのときに、失礼しました、路線バスは西鉄でよかったんですけど、エコルカードが使えてたんですけども、トリアスまでしか西鉄バスが来ないということになって乗り継ぎになったときに、新たに高校生の人たちはエコルカードが適用できないわけですね、久山区間あたりは。そうすると、そこにたとえワンコイン100円としても負担が生じるから、従来の高校生の利用を保証するという形で高校生については無料という形を取らせていただきました。

ですから、何もない状態の中で高校生だけを無料にしたんじゃなくて、従来の高校生の利用料が高校生にとっては、西鉄バスのエコルカードを使うことによって無料だったという状況を勘案して、これが新しい制度に切り替えられることによって新たな負担が生じるということで高校生を対象に無料化をしているものでございますから、全体的にこれを無料の福祉バスとしての運営は成り立ってまいりませんので、あくまでも無料というのは高校生の通学に限定をしたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長の今の答弁の中で、私の質問は年齢制限、いわゆる18歳以下はということでお尋ねしましたが、18歳以下も、その点もう一度答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 18歳以下も有料という形で考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今度、イコバス関係の運行、運賃等の見直しをされるということを知っておりますが、ぜひもう一度再検討をしていただいて、公共交通空白地域との問題とかもありますので、ぜひその点を考えていただきたいと思います。その点どうでしょうか、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 簡単に町で無料という形じゃなくて、無料ということは必ず公共交通

機関に、民間のほうにその分を払わないかんし、また現在町内を走っているJRバスとか、そういうとの関わりもありますので、無防備に無償化ということはすべきでないと思ってます。もしするならば、完全に福祉バスとして、別個の交通体系を取るべきだろうと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 一つ答えてらっしゃらないところが、公共交通空白地域の問題はどうでしょう、見直すということになれば。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 確かに、奥地とかバス路線から距離が離れてあるところはあると思います。それについては別の、これは福祉的な考えの中でデマンド的なことをやらざるを得ないんですけど、ただそれについてはもう少し検討していく、費用対効果の面からですね、あるんじゃないかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それでは、公共問題につきましては、町民の期待に応えるような見直し方をよろしく願いいたします。

次に、上久原土地区画整理事業についてお尋ねいたします。

上久原土地区画整理事業について、土地区画整理事業の工事は、現在完了していてもいいはず。登記まで終わっている段階で、県にはさらに2年間の事業期間の延長を認めてもらい、あと1年、事業完成のめどは立っているのか。その完成に至ってない理由がはっきりしていません。今後どのような方法で上久原区画整理事業を完成させていくのかについてお尋ねします。

まず、上久原土地区画整理事業の現状について。県との事業期間2年延期の約束事は、あと残り1年となりました。上久原土地区画整理事業は、保留地の処分金と県、国、そして町は区画整理事業の効果を考え、町の負担金等を支出した財源で行っています。

先日、指導監督の県にお尋ねしたところ、区画整理事業は土地登記まで終わっている現状で、国、県の補助金は一切つかないとの説明でありました。区画整理事業は完成してない。現在どういう状況になっているのか。町は指導する立場と同時に地権者としての組合員でもあります、その点お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の区画整理事業については、本来町が内情についてをお話しする立場じゃないんですけども、行政として申し上げますと、先ほどちょっとおっしゃったように、事業としては組合はもう完了したという報告を県に出されてるわけですから、

上久原の土地区画整理事業、国、県が関与したのは田園居住区整備事業の中でのそういう事業としてこの事業には補助、あるいは町も負担金を出したという、そういう事業でございます。

経緯を申しますと、平成29年10月23日に最終的な換地計画の決定をされております、組合は。第76回総代会で決議されて、もう換地はそれぞれ事業の最終換地は終わりましたよという決定を総代会でされてる。その決定があつて、29年11月に町の進達もそうですけれども、事業主体である福岡県に対し換地計画を決定したことの進達をされた。これを受けて福岡県は29年11月30日に換地計画の認可を下ろしてるわけです、事業主体として、管理者として、認可者として。ですから、これを福岡県は認可して、5月11日に換地処分の完了公告、上久原土地区画整理事業は全て完了したということをごに官報で公告されてます。これによって、事業が終了したので、5月12日に区画整理区域内の住居表示登記等が全て終わった。ですから、事業としてはもう完了してる。

ただ、その後に未施工箇所があるということが組合のほうで問題になってるわけですけど。だから、今残ってるのは、換地処分とかは全部終わってるけど、工事が終わってなかったというのが後から出てきてるから、県としても事業そのものはきちっと終わってるから、あとは組合がそれをどうするかということが。今現在、組合は都市企画センターというコンサル会社に事業の施行管理を契約してあるわけですから、ここと企画センターで未施工の部分をどうするかという、今現在はそういう状態にあるというところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 県のほうには、工事は完了してるという報告を組合はされてると、今町長のお答えを、

（町長久芳菊司君「事業を完了」と呼ぶ）

完了はしてると、事業でのですね。ところが、今未工事箇所があると。一方では、工事をやる費用がないということじゃないでしょうかね。そういった場合、県が補助金を出さんというのはわかるような気がしますよ。私も何で県が補助金を、まだ仕事は終わってない、あるいは2年延期したと、それにもってきて県は補助金を一切つけませんというふうなことを同僚議員と一緒に県に行ったときに聞いたんですよ。そしたら、今町長が説明されましたが、実際工事が完了しとるのに未工事箇所があるというのは、これは不思議な原因だと思いますが、その原因はどのように思われますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 原因は、私にはわかりませんよね、町には。町のほうにはもう事業は

全て終わったということで組合で承認されて報告があつて居るわけですから、本来完了届を出されたということは、工事を含める換地、全てが終わったという形での報告を受けて居るわけですから、その原因は当事者でしかわからない、どうしてその後に工事が残つてたのか。これは、町がそれを説明することはできないですよ。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） じゃあ次に、区画整理事業組合に対する町の今後の支援についてお尋ねします。

事業完成までに町からの補助金等の支援については、まちづくりの一環ということで、当初国庫補助金に関連する町費については3億7,377万3,000円、それに町単独の補助金として2,730万円、合計4億1,077万3,000円。また、立ち上げに関して必要な町からの費用は、県助成金の関連として1,290万円。これを合計すると、4億1,397万3,000円。これにコンサルタント料5億円、内容は組合のことだから定かでないとして12月議会で同僚議員の質問に答弁された。町が指導すれば、こういう問題もはつきりするのではないかと思います。

また、公共下水道工事、道路等の公共整備をやつて居る。これからは集会所等の公共施設の整備がある。また、事業費は不足するとのことで、以前町所有換地を保留地として支出して居るが、町所有換地を保留地にすれば事業費が足る話だったが、そうではなく、組合内部で突発的な事件が起き、不祥事をしたコンサルタント会社職員の不正補てんとの声もある。そういった中で、事業完了までにこれ以上町税を使った補助金や町有地を提供することはすべきではないと思いますが、適切でない補助金の支出は住民訴訟の対象になる。未成工事箇所が約40カ所あり、その工事費がないと聞くが、今後事業の完成には、12月の同僚議員とのやりとりでは、町長は、組合の自助努力やコンサル会社の責任で、対応すべきではないと考えると話されております。

そういう話をされておられますから、大体わかつてあるんじゃないですか、町長は、組合内部のことは。今さっき未成工事の工事費用についてはわからないというような話をされましたけども、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何か、未成工事箇所が幾つかとか、実際にまだそれは確定してないんじゃないんですかね。われわれが外から内情をいろいろ出すというのは、今現在ではちょっとやっぱりやめるべきだろうと思つて居ます。

この事業は、組合施行の事業であつて、当然町は上久原地区の集落整備、環境をよくする、また町においても町の人口政策、活性化を目指して始めた事業で、久山町がモデルと

なった集落地域整備法に基づいて、本来組合施行事業には補助金等の事業はありません、一切。それを集落整備事業の田園居住区整備事業の中の区画整理事業という形で、国も県も応援しようという形でスタートしたんです。その中で、国が3分の1を出して、残りの3分の2を福岡県と町で負担しましょうという、これは特別に福岡県と町とで協議、協定をして出しております。

これは、基本的に主な道路等の、あるいは公園等の整備費が対象になって、幾分でも組合の人たちの減歩を援助しようという、そういう制度の中で行われてるわけですね。町は町で、それだけではなかなか事業は、面積も広いから進まないだろうということで、いろんな支援をそのほかにもやっています。だから、これが法律の中に区画整理組合は国、県、そして市町村に対して立ち上げとか準備とか、あるいは事業施行について支援を求めることができるということになってますので、事業主体は福岡県が事業主体ということで、国も県に補助金、久山町も3分の1の分の負担金を県に納めてきたところですよ。

そのほかに、当初いきなり運営費というのはなかなか生まれないから、町も単独での事務費負担というのもやってきました。そういう支援については、当初の立ち上げから組合設立まで、設立からなかなか、仮換地によって工事がスタートするまでの期間が十数年かかってます。その間の援助は町も事務局に職員を派遣したり、あるいは設立までも町の今の都市整備課に相当するところで組合の会議にも全部参加しながらきたところですよ。

そして、平成17年ぐらいですかね、工事がスタートして、いよいよこれでいきますよという組合同意の中でスタートして、いろんな事業費の補助金を使えるようになったときに、いろんな事務局の仕事、あるいは施工監理、設計までは事業の中で補助の対象になりますから、町としてはそこで支援の職員を外して、当然会議等には行ってましたけどね。それで、あとはその事務費なんかも全部事業費の中で出てくるから、組合は都市企画センターと事務委託の施工監理全ての契約をされてるわけです。そういう中でずっと事業が進んできているわけですからね。

だから、途中でいろいろ事業費がきつくなったりとか、そういう中で町としては、町が当初受けてた保留地の場所をできるだけ保留地処分がこの財源になりますので、位置の交換、これは議会にも承認を得ながらさせていただいたところですが、そういうことをずっとしながら、常に町も事業完了は……

(3番有田行彦君「町長、簡素にお願いします」と呼ぶ)

いやいや、これは詳しく言わないと経緯が。先ほどおっしゃったように、何か町が全部事業の中に入ってるみたいなことをおっしゃるから、知っておいてほしいなと思いますけれども、そういう中で組合からの協議には乗りながら、資金が成り立つように町も努力を

してきました。

最終的に、もう大丈夫かというところで最終換地をされて、総代会を決議して、先ほど言った流れになってるわけですから、あと今の未成工事がなぜ最終決議される段階でわからなかったのかというのは、これはもう組合でしかわかりません。その未施工がどの段階、どの状態が未施工かというのは、これは組合がまず第一に判断すべき。それから都市企画センターと施工監理を当然委託してお金を払ってるわけですから、組合と企画センターのすり合わせで解決すべき問題だろうと思ってます。その中で、最終的に解決できなければ、これは法的に調停に入るということにもなると思いますが、そうした結果が出て、初めて行政が組合にどう対処できるのか、支援できるのかということになるんじゃないかなと思ってます。

だから、今は外部でどうこう言うんじゃないで、しっかり組合のほうで相手方とすり合わせをしながら、責任問題も当然出てくるでしょうし、契約の中で遂行されてるか。それをまずやる段階だろうと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ちょっと時間がなくなりました。そこで、かいつまんで。

令和元年一般会計歳入当初予算の旧山田幼稚園跡地が売れてないことや、昨年12月議会で今年度たばこ税歳入1億1,000万円の減額があつてる中、3月議会で補正でさらに2,560万円のたばこ税の減額になる。そういった中で、土地区画整理事業の補助金や総合運動公園等の出資等は厳しい環境にあるのではないかと。そういった状況の中、町民の町政への要望は多く、例えば子育て支援事業、学校等の子育て支援施設の充実等の問題がなおざりになるようにすべきではないと思いますね。

また、町長もいろいろと今おっしゃった、これは組合事業であると。確かに組合事業であろうと私も思います。しかしながら、組合との協定書等が町との間で取り交わされている。これもまた事実。そして、いろいろと町長もアドバイスされてある。例えば、未施工箇所についてはできるだけ極力断りなさいと。それでコンサルタント会社に対しては、会社に損害賠償を請求すべきであると、そういったアドバイスもされておるようでございます。

そこで、今後重ねてお尋ねしますが、町からの補助金、町費の支出は一切ないと考えていいのでしょうか。その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が未施工箇所を断りなさいとか、どういうところからの根拠でおっしゃってるのか、ちょっと私は聞かせていただきたいんですけども。そういうことは公

に私は言った覚えもないし。

それから、もう一つの、今後の町の負担はないのかと。協定もして。最初に言いましたように、この事業というのは、町挙げてのそういう新しい法律、久山町が調整区域で縛られてる中での人口政策を打開するために上久原地区の皆さんにお願いしてこの事業を進めたわけです。だから、今現在、事業はそういう問題が、これは一つはコンサルの職員のそういう事件があったということで、組合としても大変困ってあるのは確かです。これは事件ですから、事故が起こったわけですから。そういう中で、事業完了はしていく必要があるし、町も町として負担金も含めて関わってきた事業ですから、最後まで完了させるのが私は町の義務だと思ってます。

ただし、言いましたように、今の段階は、まだどこまでがどう請け負った業者の方と組合との責任負担がどうなのかということがわからん。これは、最終的に当事者同士でそこを解決してもらわないと。解決した後に、事業がまだ残るといときにそれを全て、もし残ったならば組合全員に負担をしてやんなさいと突き放すものか、町としてこれまでの経緯としてどう対処するか。これは、執行部もそうですけども、議会の皆さんのお考えとかご理解が必要じゃないかなと思ってます。この時点で一切出さないよということが本当に言えるのかどうかですよ。私は、町としてのそういう完了させる責任というのは当然持つべきだろうと、この事業に関してはですよ、過去の経緯からして。私はそう思ってます。今の段階で一切出すべきでないとかいう、私はそれは言えないと考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） あくまでも、町長はこの事業は組合が責任を持ってされることであるというようなことをおっしゃってるようでございますので、私はそういう観点からまして、町は補助金とかこれ以上は出すべきじゃないと。以前町有地を事業費が足りないという町換地地を出しました。これは出したですね。ですから、そのときのことを考えてみると、やはりそういうことをこれ以上町はすべきかなと私は思います。

そういった中で、組合、コンサル会社から町への陳情と、町からそれに対する組合の答えをお尋ねしたいんですが、そういう陳情があつてると思いますが、その点どうでしょう。これは、情報開示請求で私が役場からいただいたもので、上久原土地区画整理事業に係る援助についての、いわゆる公文書ですね。これについてはどうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） さっき町が町の保留地を換地でやったということですけども、交換しただけであって、その土地を渡したわけでも、町の土地を無条件に組合の事業費に充てたわけでも何でもないんですよ、あれは。場所を替えたわけですから勘違いじゃないと思

いますけれども。換地を替えたということは、場所を替えたというだけ。換地を受ける町の土地と組合が保留地処分をされる、受けてる土地を、できるだけ保留地処分を先にしたいということでしたので、換地を入れ替えたということだけですよね。それはお間違えないように。

それから、組合から出されたのは、今おっしゃったように、この事業が遂行するように支援、援助をお願いしたいということですから、今なかなか組合と都市企画センターのすり合わせができてないということでしたので、私も現地を確認したり、理事会のほうに向いて、その状況を知った上できちっと企画センターとそこの話し合いをしていただくように、今そういう行政としての支援をしてる状態でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今、町有地の換地に替わりまして、代替地を組合からもらってるはずだということだろうと思いますが、その代替地というのはどこか。これは、後で教えていただきたいと思いますが、ここと替えたんだと。あのときはそういうふうな話じゃございませんでしたから。

それから、清算金についてお尋ねします。

9月議会のときに清算金は決済されたかと聞きましたら、決済されてないという町長の答弁でしたが、その後どうなりましたでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の方は、まだしていただいてません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 土地区画整理事業運用指針の清算金等の徴収交付における留意事項の中で、遅れたり分割の場合について、第1回目の交付すべき期日の翌日から起算した日数で利子をつけることができるという名目がありますが、利子をつけて清算金を受け取ることはできましようか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだそういうあれを受けてませんので、その時点で検討すべきだと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） じゃあ、利子をつけられるという可能性もあるということですね。

そこで次に、事業期間が延長になっている。その理由は組合の資金がショートしているとの話を聞く。町の清算金徴収に影響はないか。組合は多少の未徴収の清算金があったとしても土地区画整理法第110条第7項で解散することができるかとあるが、そうなればこの

決済されていない清算金はどうなりますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだそういう形を受けてないわけですから。清算金が残って解散できるというのは、例えば道路を拡幅するところの了解をどうしてもされなくて強制執行という形もありますけども、強制執行は好ましくないということであれば、清算金を登記所に預けて、そして組合は解散することができるということでございます。無責任に解散することはあり得ないと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それを聞いて安心しました。

それでは、最後に土地区画整理事業……。

○議長（阿部文俊君） もう時間が来ましたので。

（3番有田行彦「はい、わかりました」と呼ぶ）

お願いしときます。

（3番有田行彦「じゃあ、ひとつ。終わります」と呼ぶ）。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は13時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、私は3点質問をいたします。

1点目は、まず上久原土地区画整理事業について。2点目が町の諸問題から見える役場機構のあり方について、これは主に国交省の補助金目的外使用についてでございます。3点目は、毎回町長に質問しております不規則発言と答弁姿勢についてでございます。

1点目の上久原土地区画整理事業についての②のほう、これは施行コンサルタント会社への法的措置についてどう考えるかということですが、これはこの質問通告を提出した後いろいろな私も勉強しまして、この問いというのは違和感があるなというような部分もなきにしもあらずでございますが、それはこの質問の流れの中で、まだ法的措置というのは必要と考えるので、それをメインに臨機応変にこれは答弁をいただけたらと考えておる

ところでございます。

では、順番に行きます。

1点目の上久原土地区画整理事業についてでございます。

最近になって発覚しました未施工箇所の問題について、これは先ほども違う議員が質問をしておりました。①近未来のまちづくりにこれは極めて深刻な問題と捉えます。というのは、これは調べておりましたら、担当の県の話では、これは虫食い状態であると。そして、深刻な問題であるということは、県の担当も認めておりました。どこが未施工かはっきりわからない状況だと。これは、議会説明を含め、町は全容解明に積極的に動きを見せるべきではと考えておりますが、先ほどの議員の質問も踏まえまして、また一つ一つ整理をしながら町長にお答えいただきたいと思っております。

この事業は1988年、昭和63年から、そして町と組合の協定締結後から考えますと、平成元年から続いておまして、いまだに終わってない、完了してない事業でございます。県の資料によりますと、投じた金は総額22億6,000万円です。これは、若干今まで質問した議員の数字とは違っておるかもしれませんが、町が開示した資料なりいろんな資料にプラスアルファでまた数字があるのでしょうか。県の数字をベースに考えてもらいたいし。違っておりましたら、また指摘をお願いします。そして、工事関係費では16億円以上を投じております。そういう中で、登記まで終わってる状況で未施工箇所がたくさん発覚したわけでございますが、この施工費の捻出を含めてどうするか、町長に、いろいろ先ほどまた答弁がありましたけれども、もう少し話をさしてもらいます。

事業任期はあと1年、これは延長がないと聞きます。そして、組合に書類が見当たらず、どこが未施工か、被害全体が把握できない状態で混乱しているといえます。県もこれは困っております。そして、何度も話が出ております事情を知っております施行コンサルタント会社、都市企画センター、以前議員から社員Sという名前が出ました。ですから、Sという名前はここで明かします。そして、私は会社に2月28日に聞き取りに行ったんですが、やはり社内の別の金銭絡みの不祥事もあって、一昨年退職し、行方知れずというふうに聞いております。

そういう中で、これは全容解明に積極的な動きを見せなければいけないと考えておりますが、町長の今までの姿勢というのは、これは組合施行であって町は一組合員にすぎない。そして、口を出す立場にない。これは9月議会の答弁でございましたが、それから五十歩百歩、そんなに町長の答弁は進んでないように思います。しかし、1年後、施行期間が終了すれば、これはその後はもう嫌でも完了、そしてその場所は組合解散後は町の土地になるわけでございます。これはいびつな状態で土地を町が直轄する、そういった状況は

目に見えてると考えておるんですけども、そういう中で、今一度積極的に動きを見せるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 詳しい状況、それから町の立場というのは、午前中の有田議員の質問の中でお答えしたとおりでございます。そういった中で、町が積極的に関与するべきじゃないかということは、具体的にどういうことなのかを教えていただきたいんですけども。午前中に言いましたように、組合施行だから突き放すというんじゃなくて、今の未施工というのが、今言われたように、どこが未施工なのかというのは、これは組合でしか判断できないところなんです。だから、未施工ならばどこまでかというのをきっちりした上で施工監理契約を民間コンサルとしてるわけですから、その責任を問うことについての協議、もしくは法的な調停争い、これにならざるを得ないと思います。

その段階で、当事者でない町が何を関与するのか。だから、今はきちっとコンサルと組合がその調整を、今言ったどこまでがどちらの責任施行なのかというところを確定させなさいという指導をしてるのが町の立場です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、その件について町長に正す前に、私が先日町に行いました情報公開請求、これもちょっと絡めて質問したいと思いますので、まずこれからいきます。

今年に入りまして、1月の末に町に開示請求しまして、町と上久原土地区画整理組合が協議をしたことがわかる文書資料ということで、今回の未施工の問題、いつから始まったのかは私は当時わかりませんでした。

私の基本情報のデータベースになったのは、今まで2回、この未施工について別の議員が一般質問をしました会議録、これでございます、これに沿って、当時は会議録もできておりませんので、その前の9月議会の情報をベースに探ってる状況でございますので、平成29年度から現在までの資料、日時がわかるもの、内容がわかるもの、会合の配付資料等、そして未施工箇所、これは令和元年9月、12月議会において6番議員が取り上げた件のことがわかるもの、そして今まで述べた件の会議録、要点筆記も含むものを情報公開請求しましたが、この上記の文書は上久原土地区画整理組合事業の文書であり、不存在のため不開示という回答でございました。文書がないと。

しかし、これはまず国語の問題、最初から間違ってます。町がこういった協議をして記録を残しておかなければいけないのは当たり前。それは、公文書管理法の第34条、これは主に国の法律ではございますが、地方公共団体、市町村もそういった会議等、決定事項の意思形成過程、決定過程がわかる記録を残す努力義務があることは明記されてます。これ

からしたら、まずこの時点から協議をしておきながら記録がないと言ってるのと同じ。これはおかしいことだと思います。そして、同様な開示請求を県に行いました。そしたら、文書が出てきました。黒塗りでございますけれども。

ただ、枚数が多いそうです。この件に関しまして、この未施工に関しては、町あるいは組合も入れて40回、50回協議をしてると。そして、その第1回の会議、未施工だとわかって第1回目の協議が平成30年6月4日に行われてます。そのときの、これは後で作成した報告メモですね、県が作成した。それによりましたら、当時の田園都市課参事も参加されてる。今は都市整備課長ですか、が出席されてる。そして、組合と、あと県の担当者も参加していて、内容の件は未開示でございますが、宅地の工事が完了してない。そして、先週会社と組合が町で協議、そして今週センターから報告をもらうつもりという文言もあります。そして、経緯を整理して、また明日伺うということで。こういったことがあるんですしたら、明らかに協議してるやないですか。その記録がないというのは、一体どういうことなんでしょうか。

私、書き方を間違えてませんよ。町と上久原土地区画整理組合が協議をしたことがわかる文書資料だから、当然これは協議をしてるんだったら町が残しておかなきゃいけない。しかし、これは不開示。その理由が、これは上久原土地区画整理組合の資料だから文書はありませんと。これはおかしいじゃないですか。県はちゃんと記録を残してる。まだ50回分あるそうです。それを全部今公開請求してます。運がよければこの議会中に全部手に入ります。黒塗りの作業が大変だからひょっとしたら延長するかもしれない。でも、できるだけ間に合わせますという県の担当ですが。ということで、文書が存在してるのに出さなかったというのはどういうことでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の県とのやりとりでの文書がないと。それは、県は事業主体です。

事業主体が組合を呼んで事情を聞いた。だから、ちゃんと記録をしてると思います。町は、それに立ち会ってるだけですからですね、町が記録を残すという義務は何もないと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、公文書管理法の趣旨がご理解されてないようですね。これは第34条、これはいろんな会合、あらゆる会合の記録を残す努力義務がある。そういう中で組合も一緒になって協議を40回、50回重ねてありますから、当然やらなきゃいけない。そして、先ほど言いましたように、先週会社と組合が町で協議って書いてあるんですよ、町で協議をしてるんです。そういうことが書いてある、この件について。私は、平成29年から

現在までの資料請求をしてるんです、町に。それが、不存在で不開示になってる。この点からしても、なぜ開示をされないのか。

後で述べますけれども、そして前回の12月議会でも言いましたけれども、町の情報公開のあり方、これ考えなきゃいけないんじゃないですか。それも含めて、なぜ開示しないのかお答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言われた未施工のどうのこうのとか、それは町にそういう資料がないから不存在で出してるわけで、何ら偽りはない情報公開の回答だと思います。

それで、先ほど町で協議したとか、いわゆる協議会とかきちっとしたものであれば会議記録というのは作りますけれども、通常の相談にみえたとか、そういう中でのやりとりについては、町でそういう事務規定は作っておりません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ご飯論法ですな。徹底的にはぐらかす。ご飯論法の中にこういった本もあります。弁護士だけが知っている反論する技術、これも全部今の町長の手法、はぐらかし戦法書いています。でも、これだったら平行線。そして、これだったら本当に知る権利がある町民に対してこれは失礼だと思います。ご飯論法については、先日西日本新聞にも書いてます。ご飯論法の言葉の生みの親、法政大学教授の上西充子教授も言ってます。今の安倍政権について、明らかな矛盾を指摘されても平然と問題ないと開き直る。こんなことがまかり通れば、国会のチェック機能が失われる。ごまかしや逃げの答弁で乗り切れると思ってる。こういう仕方をされますが、それと全く変わりません。じゃあ、この情報について、また後で述べます。

町は、これを知っとかなければならない問題なはずですよ。まず箇所数、虫食い状態ですよ。それが1年じゃとても終わらない状態。どれぐらいあるか、町長、ご存知なんです。数えたら54カ所あります。これは県が開示した資料です。全部黒塗りですけど、県の担当の前で箇所数を数えました。線が引っ張ってあるところは数えなくてもいいんですかと、いや、それも入れてくださいということで54あります。ただ、これは全部はつきり未施工かというのは、それはわかりません。地元が提出した、組合が提出した、いろんな人がいろんなここが未施工じゃないかということを一覧化してる。それが54ある。これを精査しなきゃいけない。しかし、精査しようにも、これは精査する書類がないそうです。これはどこに行ったのか。それも含めて、町長が、これは町長としての権限、第123条、土地区画法の第123条の権限を使って要請を、組合なり、施行会社なりにすべきじゃないでしょうか。

こういった条項がございます。土地区画整理法、ここはぎょうせいの本がございますけれども、これは町長もお持ちになつてると思うし、担当課も皆さん、もう見てると思いますが。これによりますと、まず、ちょっと字が小さいから最近私も字が小さいのは見えなくなりましたから、ネットからとつたやつ見ます。第84条に關係帳簿の備えつけというふうな項目がありまして、施行者は、規準、規約、定款または施行規程並びに事業計画または事業基本方針および換地計画に関する図書、その他政令で定める簿書を主たる事務所に備えつけておかなければならない。第2項に利害關係者から前項の簿書の閲覧または謄写の請求があつた場合、これはコピーのことですかね、ガリ版印刷、請求があつた場合においては、施行者は正当な理由がない限りこれを拒んではならない。こういった項目があるんですよ。

本来でしたら、これは利害關係者、今のはちょっと要約版みたいですから、利害關係者はそういった請求ができるというふうに書いてあります。そして、組合はそういった關係書類を常に事務所に備えつけておかなきゃいけない。それが無いということ。まず、これは異常な状況じゃないですか。そして、利害關係者、町も組合員であるんだつたら、これは当然見れるわけですよ。そして、今までも見れてたはずですよ。そういった中で照合ができないとなつたら、これは対処しなければいけないんじゃないかなと思います。そして、ないということは、これは盗難か、あるいは紛失したのか。恐らく盗難でしょう。

そういった中で、これは法的措置を取らなければいけないんじゃないですか。そういった意味でも、町長の姿勢というのは非常に消極的過ぎる。近い将来、数年後は町のものになる、虫食い状態になる、いびつな形でこれは町が直轄しなければならない。これは、まちづくりに非常に悪影響になります。そういった状況なのに、町長は何をやっているんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 異常な事態が起きてるのは、そのとおりなんです。その全てを取り扱ってた企画センターの職員が姿をくらました。だから、組合も非常に困つてある。議員がおっしゃるように、そういう書類はきちつと組合に保存しておくべきだと思います。だけど、それが無いのが事実でございますから、今その解決方法としては、きちつと本体である企画センターという会社と組合がそれをどう修復して解決に持っていくかというところが、今のやる作業じゃないかなと思います。今入つて何をやろうと、どこを訴えるということですかね。われわれは町が当事者になるということではないと思いますし、だから今、組合とセンターのほうでそういう対策を協議してある段階ですから、今の段階で町が法的どうのこうのとか、そういう立ち入る段階ではないということをおし上げてるんで

す。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、その件について話す前に、まず町がそういった立場じゃないかどうかということを検証したいと思います。

まず、町はこれまで事業にお金を投じてますよね。何度か話が出ました。そして、ちょっと金額の数字、私が把握してるのと違うので、県から聞いた数字ですね、これをベースに考えてみますと、一昨年までの県が提出したまとめたデータによりますと、町はこれまで事業に4億2,000万円以上投入をしているんですよね、総額事業費22億6,000万円の中で。これはいろんな要素が入ってます。22億6,000万円のうち4億2,000万円も投じている。これは、監督責任がある県が投じた金額よりも大きいんですよ。監督義務がある県よりも町の投じた金額が大きい。町の投じた金額が大きいということは、それだけ町は介入する権利があるんです。しかも、今異常な事態が起こってる。それは、町長も認められた。だったら、権利の行使をいつするんだという問題になります。

そして、もう少し言いますけれども、町が投じた金額、特に平成21年度から5カ年ですから26年、国、県、町でそれぞれ事業に3分の1ずつ分担金を拠出する。さっき町長もちらっとおっしゃいました。年度ごとにこれは更新するみたいですけど、これは平成22年度福岡県組合施行土地区画整理事業、事業費補助金の経費の負担に関する協定書というものがあまして、当時の麻生知事と久芳町長の署名、捺印^{なつ}があります。これは、補助金の額に事務費を加えた額の3分の1に相当する額を負担するというので。こういった状況の中で、町がお金を出している。そして今、町がお金を投じた事業が非常にいびつな形になってる。しかも、残りの事業の任期が1年しかない。虫食いの箇所が54カ所ある、虫食いだろうと思われる箇所が。こういった中で町長が動かんで、いつ動くんですか。何かこれ、さっきから話を聞きよりましたけど、非常に悠長、対岸の火事どころじゃないような状況になってます。なぜそれほど町長は動かないのか、理由があるんでしょうか。まず、それをお答えいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） なぜ動かないかって、再三言いますけどね、問題になってるのは未施工なんですよ。事業そのものはきちっと補助事業の施行も補助金の使い方もすべて適正に執行されて、だから国、県も最終的に完了という形で終わってる。問題は、現場がまだ未施工だった部分があったということが後から判明したと。整備水準というのは、区画整理事業によって違います。だから、上久原区画整理事業が未施工と認める部分はどこまでが未施工なのかということをもまずきちっと見いだす。これがまず、第1段階です。そして、

それを今度は施行責任を受けた業者とすり合わせて調整を図る、どうしても合わないときは司法の判断を仰ぐ、これしかないんですよ。

先ほどから、50カ所、50カ所とか言ってますけど、いいかげんなことは言わないでほしい。ちゃんとした数字はこれは組合しかわからない。事業でこんなにあるはずはない。それは、恐らく組合が要望をとられたところの件数を言っただけで、乱暴に虫食い状態に未施工箇所があるみたいなことをおっしゃるけど、そういうことは全くないわけですから、混乱をさせるような発言はやめていただきたい。

われわれがやらないかんのは、一番の事件に巻き込まれた組合の当事者でありますけれども、組合が組合事業としてやってある事業ですから、組合がまずそこをきちっとこれから進められることが第一であって、その段階で町が金を投じてるから入れ、入れと、どこに入るんですか。町は当事者でもない、町が整備水準を、これは未施工ですとかいう判断は町では何もできないですよ。これは組合でしかできない。どういうレベルまでの水準を整備しようとしたのか。これが先決だから、まずそれをきちっと組合としての判断を出しなさいということは今私は指導してます。その上で、その仕事を受注した民間との調整、主張といたしますか、どこまでがどちらの責任なのかということをするべき。これは、問題がはっきりしないことには動けないんですよ、町も。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ご飯論法、論点のすりかえのオンパレードですな。

まず、順番にいきましょう、それから。

1点目、問題はこれ未施工なんです。そうなんです、それがむっちゃくちゃ大変なことなんです。それをさらっと言われる。それが町にとって、久山町の近未来にとって大変なことなんじゃないですか。だから、町長が第123条の……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯君、冷静にしてください。

○4番（佐伯勝宣君） わかりました。

第123条の件は後で言いますが、それが問題なんじゃないんですか。だから、それをさらっと言われるから、それは問題なんじゃないんだと思わせてしまう。それがご飯論法なんです。

2点目、54カ所、いいかげんなことを言わないでくださいと言いました。しかし、私は未施工と思われる箇所というふうに言いました。これから精査が必要なんだということで。今そういうふうに私に対して投げかけることで、時間稼ぎをしてると思われますよ。それが安倍政権のやり方ですから。それと同じ手法をやろうとしています。54カ所、しかし

これは県が出した文書でございます。これは地元から上がった、上久原土地区画整理組合から。確かにこれは精査しなければいけない。その資料がない、精査しようがない。それが問題なんじゃないですか。それも後から言います。

そして3点目。言われました、まず不祥事。都市企画センターがこれをちゃんとやって、その段階で町が出てくる。それももう遅いじゃないですか。あと何もかんもやって1年なんですよ。今もう事業が、これは不祥事といたしますか、穴あきでもう終わりかけよんですよ。そういった中で、いやまだまだって待つ。これがおかしいんです。4億数千万円投じた、そういった町のやることじゃない。

そして、4点目。町が当事者でもない。組合と会社がやって、その上で町が出ていく。これは、全くおかしいですな。

第123条を読み上げます、土地区画整理法。ちょっとこれは字が小さいからこっちの大きいやつを読みます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。それをずっと読み上げると相当時間がかかると思いますので、

（4番佐伯勝宣君「私も1時間持ち時間がありますよ」と呼ぶ）

略して言ってください。

（4番佐伯勝宣君「邪魔はせんでください」と呼ぶ）

佐伯議員。

（4番佐伯勝宣君「邪魔をせんでください」と呼ぶ）

邪魔はしません。私は、ちゃんと言っとります。全部言わなくてもいいでしょ。

（4番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

わかるところだけ言ってください。

○4番（佐伯勝宣君） まず、町長には一定の介入権があります。これは、今言いました土地区画整理法の第123条の規定です。事業の監督責任は、法律上、県にあります。町も組合、区画整理会社が施行する事業に一般的な監督、まず①報告または資料の提出要求、②事業の施行の促進を図るための必要な勧告、助言、援助を行えるとあります。そして、今言いました①の町が行う要求は、これは主に県がやる、これは知事の認可の内容どおりの事業が施行されているかどうか、これは町もそれはやれます。そして、②の勧告等、これは直接的な拘束力はないけれども、本法に基づいた機関、町長が行うのだから、施行者はよほど合理的な理由がない限り尊重する義務があると解釈できる。それがこの本に書いてあるんですよ、役場の職員も持っている。これは、町長が言えば正当な理由がない限り、

施行者あるいは組合は拒めないんですよ。それがなぜこんな大変な時期に、しかも犯罪。

これは、私が聞き取りに行ったときに、都市企画センターの社長も使われた言葉やと思います。ですから、こういった不正の状況で、なぜ町が動かないのか。こういう状況で、いびつな状態で町がそのまま直轄しましたら、これは町民にどう申し訳するんですか。私は、それを言ってるんです。4億数千万円投じている。しかも、今まで22億円以上国、県のお金も投じている、含めて。そういった中で、30数年続けてきたまちづくりが今いびつな形で終わろうとしているんですよ。今権利を使わないでいつやるんですか。今やれるんですよ。

そして、ここ数年間、区画整理事業は滞っておりまして。5年間遅れています。そのときも、議会からいろいろどうするんだということで質問が出ていました。しかし、町長は、これは区画整理組合がやるからということで、これは町は口を出せないって言ってました。しかし、できたんですよ、この法律によると。ちゃんと町長が介入できますと。この権限の範囲内でできますと書いてます。

百歩譲って、そのときは動かなくても、今動かないと、これはまちづくりにピンチなんですよ。なぜ動かないんですか。

その理由。まず、協定書がございます。これは、平成元年5月8日に締結した。これは確かに町は、当時は小早川町長ですけれども、いろんなことを委託するというふうにあります。しかし、その他のことは、協議して必要と認める場合があったら、これは協議して定めると。だから今協議して定めるときなんです。そして、このときの当時の上久原土地区画整理組合の理事長は、これは町長の身内じゃないですか、家族やないですか。今でも土地があるはずですよ。そして、関係はあるはずですよ、この組合に。これは、利害関係がある状況やないですか。そういった中でやったら、なおさらやらないかん。ここで全く動かなかったら、逆に町民がこれは何でやろうと思いますよ。今動くべきやないですか。今言いましたように、第123条を行使しなきゃいけない時期。

そして、町長は何ができるかって言いました。これは、要請なんですよ。だから、さっき言いました帳簿がない、本来なければいけない帳簿がない。これは、都市企画センターの社長に聞きましたら、これは社員が持っていつとるのかもしれない、パソコンにデータを入れて持っていつとるのかもしれないとおっしゃいました。しかし、今未施工、これがあるから、これはできる範囲でやらないかんと。そっちのほうで、火を消すほうが先だとおっしゃった。だから、法的な措置というの、これはその後でやるみたいなことをおっしゃっていました。しかし、そのことはまず置いておきます。

まず、帳簿がないと言うんだったら、それこそ法的措置をとらなければいけない、盗難

届。それは、役場じゃないでしょ、組合でしょ。だから、町長がやるのは、この帳簿の盗難届を出してくださいということを組合に言うべきです。それが町長の役割、第123条。それが土地区画整理法の範囲内でやれること、やるべきことだと思います。

そしてもう一つが、会社に対しては法的措置。会社は、まず社員が持っていった分、未施工の分は、ある程度は会社がばちをかぶりましょう、残り1年で選んでやりましょうっておっしゃった。そして、法的措置はそれが全部終わってからだとおっしゃった。一種の美談かもしれませんね、これは。男気かもしれません。しかし、ちょっと違和感を感じました。というのは、いろいろやって、未施工の分をやって法的措置をとりよったら、全部土地を荒らした後にやるわけですから、これは刑事告発をしても、これは不起訴になるような可能性がある、証拠不十分で。それは、ちょっとどうかなと。やはり、ここは今法的措置を取るべき。しかし、確かに町はできません、直接やないから。だから、町長の権限で第123条を行使して、都市企画センターの社長に気持ちはわかりますけれども、どうでしょうかねと。やはり、これは今とりあえず法的措置をとって、今の現状、虫食いの状態を公的に知らしめる、そして目に見える形、可視化する、そういった形をとったらどうですかということを進言する、提言する。要請もできるはずですよ。それをやるのが町長のお役目じゃないですか。第123条、今その時期と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いろんな法的措置は、入るタイミングがあると思います。ただ、その中で今佐伯議員がおっしゃった大事な書類、これはやはり組合として要求することは適切かなとは思いますが、全体的な職員に対する刑事告訴を含めて、これは組合のほうも今慎重に検討してあるところだと思います。

だから、介入、介入と言われますけれども、それは町として組合が内部で問題を起こしたとかいうことに対してだったら町は介入することはできますけど、組合は組合として整然と今事業を進めてあるわけですから、その事故に対して今組合としてもどう対処するかということで相手方と交渉してるわけですから、組合に何か不正なこととか何かがあって、これは町が介入せんとということであれば当然介入しますが、今は組合との協定、当初の協定はある程度の組合設立までということで、その後に組合とまた協定して事務的な、こういう施行についてはどうするかとか、町と組合との協力関係というのはまた別個結んでるわけですから、そういう形で今進んでる中でございますので、今介入しろ、介入しろと。組合が解決に向かってできるようにわれわれは指導、支援することが今の立場だと思っています、何度も言いますがね。

だから、いずれコンサルの社員にしても、これは組合も当然考えてあると思いますけど、刑事告訴という形で舞台に立たせるときがくると思います。今は事業の完了を目指す、それが組合としても一番の動きをされてる段階だと思います。当然組合も弁護士さんとの相談はずっと進めてあるわけですからですね。

それから、認可があと1年、1年と言いますが、これは終わらなければ解散することはないと思います、最終的にですね、そしてこの組合としても。だから、県が1年と言われても、そこで終わらなければそれで解散よというわけにはならないんじゃないかなと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 町長。質問に答えてませんね。悠長に構えておられるのは、町長利害関係があるからですか。これ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何の利害関係ですか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これは、当然町長の身内、ご家族がこれは組合員、当時理事長、当然今も席はあるはずですが、そして土地もあるはずですが。そういった中で、これまでの数年間の土地区画整理組合、上久原の問題に関して、非常にこれは不介入過ぎてます、ちょっとあまりにも。ですから、言い方が悪いですけどはっきり言います。やりっ放し状態になっています。はっきり言いますこれは。組合の事業。そういった状況を黙認してる形になってるんですよ。

こういう中で、本来でしたら、これは早く町が発見してしかるべき不祥事のはずなんです。さっき言いました、これは第84条の規定から、これは組合員は帳簿をチェックできるんです。当然、これは町もできるんです。今までそれを見ていなければいけなかった。それを表すのは、町はこれは事業は関係ないとおっしゃいました。しかし、町のインターネット、これは上久原土地区画整理組合で検索したら出てくるんですよ。これは、2014年の上久原土地区画整理事業、多分これは総合戦略か何かの1ページですかね。タイトルがないからわかりません。2014年何たらかたらって英語で書いてありますから。断片的にあるんです。これが総合戦略であれ何であれ、載っているっていうことは、町は関わっている事業なんですよ、これは、間接的に。しかも、今の都市整備課長がこれは会合に出てる。恐らく今後情報公開請求される分も出てくるでしょ。そういった中でやったら、当然これはやらなければ、まちづくりにこれはマイナスになるんです。これは、誰も、みんな言ってますよ。この件を熊本の市議員と議論する機会がありました。そしたら、熊本

の議員もあきれてました、市会議員。これは、情報公開の勉強会で一緒だった人間。ちょっとそれはおかしい状態だと。呼んでみましょうか。

そういう状況で、町長がこれなぜ不介入なのか。このままいったら、いびつな形でこれは町のものになる、それがなくてもだらだらといってしまう、巨額なお金を投じていながら。町民の税金もこれに投じてるんですよ。そういった中で、この不祥事。これを黙認するような形で何をしてるんですか。まず、その件について教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、その前に、利害関係というのをもう少ししっかり説明していただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 土地があるということは、そこにお金がつぎ込んでますから、そういった中でいろんなことがやってる。しかも、町と議会が一線を画すような形になっています。ですから、われわれは形の上ではチェックできないような形になってる。そういった中で、こういった未施工が54カ所あるんじゃないかと思われる状況になってるんですよ。そういった中で、いろいろこれは、調査も含め調べなきゃいけないじゃないですか。それを含め、それは町長が号令をかければできるんですよ、ある程度、権限の範囲内で。安倍首相のウイルスの対策と一緒にですよ。あれは、法的拘束力はないんですよ、でも自治体は大分従っとるじゃないですか、それと一緒に。そしてこれにも書いてます。施行者は、法的拘束力はないけれども、これは尊重しなければならないと書いてるんですよ。そういった状況で、なぜ行使しないんですか。これ、行使しなかったら理由一つじゃないですか。利害関係が絡んでるっていうことになりますよ、これは。町民はそう思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 地権者であることが何の利害関係なのか私にはわからんですけどね。介入するとしたらこの区画整理組合施行の事業体である福岡県がすべきことなんですよ。町施行じゃないんですよ。だから、法律をしっかりと読んで理解された上で発言はすべきだと思います。

ただ、われわれは久山町の町で行われている組合施行事業、しかも議員がおっしゃるように、この事業というのは、久山町の威信をかけた市街化調整区域内でいかに人口を増やし、町の活性化を進めていくかの上で、上久原地域にこの区画整理事業を投げ掛けて進めてきてるわけですから、これを何としても完結していくのは、当然町も願ってます。ただ、事件を大げさにといますか、事件のことだけを追及するよりも、しっかり完結する

ことのほうが町にとっても組合にとっても一番大事なことだろうと思っておりますので、その辺をしっかり順序よく踏んでいくべきだと思っております。ただ、介入せよ、介入せよって、介入して解決する状態ですか、今。

(4番佐伯勝宣君「いいですか」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

(4番佐伯勝宣君「じゃあ、早く終わらせてくださいよ、早く終わらせてくださいよ、町長」と呼ぶ)

佐伯議員。

○町長(久芳菊司君) まだ私が答弁してます。

(4番佐伯勝宣君「時間稼ぎですか」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 注意します、佐伯議員。

(4番佐伯勝宣君「時間稼ぎですか」と呼ぶ)

今は町長の答弁中。

(4番佐伯勝宣君「時間稼ぎですか、やめてください」と呼ぶ)

わかりました。あなたがそう言うのなら注意します。

(4番佐伯勝宣君「わかりました、どうぞ」と呼ぶ)

発言は許可しませんので。許可なく発言しないように、1回注意します。

(4番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ)

町長。

○町長(久芳菊司君) あまり言うから忘れてしまったけどね。

(4番佐伯勝宣君「じゃあ、先に私がいきましょう」と呼ぶ)

いやいや。ちょっと待ってください。

(4番佐伯勝宣君「いいですよ」と呼ぶ)

だから、問題を大きくかきまぜるんじゃないくて、以前から議会のほうでも町と

(4番佐伯勝宣君「あと21分しかない」と呼ぶ)

議会が一緒になって解決を図っていきましょうということ、進めていきましょうっていうことを言われてるわけですから。それは・・・

(4番佐伯勝宣君「時間稼ぎですか」と呼ぶ)

事業を崩すことではないと思うんですよ。

(4番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、何ですか、その態度は。

(4番佐伯勝宣君「あと21分しかないですよ」と呼ぶ)

その態度は何ですか。

(4番佐伯勝宣君「いいかげんやめてください、肩を持つのは」と呼ぶ)

あなたね、もう少しね

(4番佐伯勝宣君「時間が限られてるんですよ」と呼ぶ)

議論をきちっとやってください。

(4番佐伯勝宣君「何を言ってるんですか。わかりました、じゃあ、これでいいです。どうぞ」と呼ぶ)

○町長(久芳菊司君) 以上です。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 町長。まず、いろいろこれ勉強してください、ちゃんと書いてますから。それを逆に勉強してくださいって言われると、ちょっと私は。しかも、上から目線で長々とだらだらやられるのは、これは困りますな。あと21分しかない。

じゃあ、町長。まずは、これ都市企画センター社長、私はできるだけ協力したいと思いますが、ただ言いますように、これは会社と組合の問題になってるから、それはやはり町長が指摘しなきゃいけない。そういう中で、今後の事業計画を円滑に進めるために、都市企画センターの社長に提出を求めてはいかががでしょうか、目に見えるような形で。それはどうでしょうか。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 事業計画どうこうじゃないんですよ。先ほどから何度も言いますように、組合としては事業を全て終わったという報告をされ、それを受けてこの事業そのものはもう完了してる。だから、完了した中で実際現場に未施工が残ってるというならば、これをどう解決するかは、組合と企画センターが話し合うしかない。だから、その話し合いを、落としをどうするかというところを今組合にもお願いしてる。それは、何よりかはまずやりなさいというのは、組合事業としてどこまでが未施工なのか、本当に残ってる未施工の宅地はどれとどれなのかということを確認しないと事業費も何も出ないじゃないですか。それがまず先決だということを今組合のほうに指導してるところです。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 時間をいっぱい使ってもいいですよ、補助金目的外使用は削っても。

もう一つ。これ今すぐやらなきゃいけないこれは帳簿類、これの盗難届です。これは、

出すように指示されるんですか、それともこれはどこにあるか知ってるんですか、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 知るわけないでしょ。

（4番佐伯勝宣君「盗難届」と呼ぶ）

いやいや、知るわけないってことをはっきり言っとかんとね。何で私が知ってるんですか。だから、それは、どちらを判断されるかっていうのは組合ですから、組合には投げ掛けはしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、組合に投げ掛け、要請ということでいいですね。

もう一つ。行方不明になりましたS社員。辞めてから、それから神戸に行ったというふうに言います。そして、その後、行方がわかりません。家族はこっちにいるそうですから、社長は法的措置、刑事告訴は、これは急いでないというふうにおっしゃってます。どこにいるかわからないそうですが、町長、心当たりはありますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） どういう趣旨の発言かはわかりませんが、今の言葉、質問。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 家族がこっちにいるということで、しかも久山町と30年ずっとこの方が担当であったと。町長も非常に知っておられるでしょう。この土地区画整理事業に限らず、いろんな事業を町が関わっておったと思います。ですから、そういった意味で、ひょっとしたら行き先とか心当たりがあるんじゃないかなと聞いたわけですが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 明らかに何か私とその職員の関係が何かあるみたいな言い方ですけどね。今の発言は訂正してくださいよ。

（4番佐伯勝宣君「いや、ないんですかと聞いている。なかったらないで」と呼ぶ）

あるはずないって言ってるでしょ。

（4番佐伯勝宣君「わかりました、そしたらいいです」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長、冷静に。ないならいいで、それだけで結構です。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、次にいきます。これは、また宿題にします。

次。町の諸問題から見える役場機構のあり方、補助金目的外使用。

まず1点目。会計検査院は、平成26年、町とのメールやりとりデータを一部開示しました、今年の1月8日。町は、昨年12月、町長一般質問で、町長はこれは一切文書はないと、存在しないというふうに言いました。そういったことも含めて、私はあらためてまた町に同じ開示請求をしました。そしたら、組織的に用いる情報ではないという理由で不開示になりました。これは、町の情報公開のあり方に問題があるんじゃないでしょうか。

町長は昨年、実際に開示されてないから、こういったことは答えられないということ、これはかわされました、逃げました。しかし、あらためてこういうことで町の情報公開のあり方に課題、問題があるんじゃないかというふうに思います。町は不開示にしたけれども、情報は不存在ということになったけれども、会計検査院はデータが存在しました。ちゃんとここに平成26年の4日分のメール本文。これは、久山町魅力づくり推進課主査の名前で出てます。N、これは名前を出しても、これは別に差し支えないみたいですけど、あえてNでいいです。全部会計検査院あてにこれ出してます。ちゃんとこれ、文書があるじゃないですか。メールは、これは公文書ですよ。まだ、そこまで久山町で情報公開の整備がされてないとおっしゃるんでしたら、それは一步引いても、これは62枚の文書ファイルをやりとりしてるんですよ。一切やりとりをすることがないと言ってた町長の発言と矛盾してます。どうお答えになりますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） やりとりしたことはないということは一切言ってないですよ、会計検査院と。当然やりとりしますよ、会計検査院とのやりとりは。事務方と検査院とのメールのやりとりは、職員とのやりとりですから、それを公文書としての扱いをしてないということです。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ここに今までの私と町長の一般質問、補助金目的外使用についての一切のやりとりの会議録があります。その中でも抜粋しますと、この前の12月議会、私の問いに対して、そういった文書は一切ありません。会計検査院とこちらがやりとりすることはなく、あくまでも聞き取りを受けるだけです。そういうふうにはっきり言ってますよ。そのことを12月議会でも指摘してますけれども、またそこで矛盾してますね。どうでしょうか。言ってますよ、ちゃんと。見ます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） やりとりがないというのは、どういうことか私もわかりませんがね。当然やりとりはありますよ。一切ないと言ったのは、情報公開のときに担当部署がや

っていて、資料は公文書としては残ってませんということで、情報開示の回答をしていますので、私もそう答えましたけども、実際はパソコンの端末の中にメールが残ってたということだと思います。だけど、これは町としては公文書としての取り扱い、残すということというのは、文書規定は今の現在では規定してませんので、何ら問題はないと私は思っています。ただ、内容については、もうあなたは会計検査院からそのメール内容をもらってあるわけですから、それについてどうこうということはないんじゃないかなと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） あなたと指摘するのは、ちょっとどうかなと思いますよ。3番目の、これは町長の答弁姿勢にもこれは関わります。

そして、さっきから言ってますよね。これは、町長は上から目線でゆっくりとしゃべられてる。だから時間がどんどん過ぎていく。これもう、ご飯論法の一つなんですよ、これ。はぐらかす。そして文脈無視。そして、さっきも言ったじゃないですか、ご飯論法という言葉の生みの親、上西充子さんの教授の話。これは、明らかな矛盾を指摘されても平然と問題ないと開き直る。こんなことがまかり通れば、国会のチェック機能は失われると。こういう状況なんです、西日本新聞に出とったやないですか。明らかな矛盾なんですよ。そして、議会で虚偽の答弁をするということは、重いことなんです。しかも、町がないと言ってた文書が存在したということ。これは、新聞ネタになるほどの実際不祥事なんです。そういった状況もやってて、私はこういった状況を変えなければいけないじゃないですかというふうに、私は12月議会訴えました。情報公開に後ろ向きの自治体は衰退しますよと。それに関しては、まだ資料が出てないから、町長は何とも言えないとおっしゃいました。でも、再度私聞きました。もう一度同じことを聞きます。町長、どうでしょう、変えますか。いや、右に同じですとおっしゃいました、そういった内容のことを。

あらためて、町長、改善する気はあるんですか、情報公開について。町の情報公開。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在、メール等の取り扱いについては、各自治体それぞれ違うと思います。これについては、今後、本町として公文書として扱うのかどうかというのは、検討をしたいと思います。

（4番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これは、善処をお願いします。しかし、これは大きな問題ですから、これは宿題とします。

そして、2提起目いきます。

まだ、補助金目的外使用の担当課である魅力づくり推進課が説明責任を果たしておりません。これは、担当課は魅力づくり推進課。それは、国交省が開示した会計検査院の検査記録、そして県が開示した日報、そして会計検査院が開示した、先ほど言いましたメール文書、これにも全部魅力づくり推進課が対応してるというのは、はっきり明確にわかるんです。この違法当時、補助金転用当時の、これは政策推進課です。当時の課長は佐伯久雄課長でした。そういった中で、担当課が説明するっていうことは、これは当たり前のことです。町長は、以前どの課が説明しても同じというようなことをおっしゃってました。それは、ちょっと世間じゃあ通用しないと思います。

そこで、指摘当時の、これは、当時は久山道の駅事業が大激論になってました。これとの関係、当時、経営企画課に説明させたのも、そういった関係があるのではないかと考えます。そういった中で、久山道の駅事業、食のひろば遂行との関係を含め、経営企画課に議会説明させた意思形成過程を示す必要があります。転用当時の状況も、これは担当者からの説明を受けたいと思います。しかし、担当者はさっき言いましたN。彼をこの場へ上げることは忍びない。さすがに私もそこまでは厚かましくない。一般質問の範囲を超えるというのは、これは理解できます。今度、議案説明会の際に上がってきますから、そのときに聞くかもしれんし、聞かないかもしれません。

そこで、代わりになるのが、当事者の佐伯久雄副町長。当時、平成21年度当時の担当課長なんです。そういったことも含めて経緯を説明していただきたいと考えますが、副町長、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町のいろんな事業をやっていく担当部署というのは、時によって機構改革あたりで、課の名称も、また課の所掌事務も変わり、また移っていくわけですから、それが変われば当然変わった課で、担当となった職務については、そこが説明するのが、これはどこの自治体でも当たり前のことです。そして、度々この件に関して職員の個人を指摘する、あるいはカウンターでパワハラと思えるような状況を作られる、これはやっぱり注意していただきたいなと私は思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） そういったことは、実際のデータを示せばどちらに非があるかはわかります。そして、パワハラっていうのはまたこれは別の機会で行きましょう、常日ごろ、私はデータを提示している。しかし、逆に町長は一切データを提示してないんですよ。例

えば平成26年12月当時から、最初にこれは問題提起があった、そして主に平成27年3月議会、これでも町長はおっしゃってましたが、県と協議して建物を使用したと言った。そして、担当課は経営企画課だと言っていた。国交省とは良好だとも言った。今さっき言いましたように、会計検査院と町が聞き取り調査をやりとりすることはない、文書は一切存在しないと行った。全部これ虚偽なんですよね。ここに会議録は全部あるんですよ。こういった中で、町長はこれ釈明できるんですか。そして、国交省と良好ということでしたら、補助金の推移のデータを示すべきです。そういったものを作っていないでしたら、それを示すために一覧表を作るべきですよ。そういったことをやってない。逆に、私は常日ごろ、リサーチ、聞き取りをやって、そして会話録も作って町長に提示してる。しかし、それを町長はさらっと一般論で切り抜けて、時間をあつという間に使ってしまう。これが先ほど私が声を荒げて原因なんですよ。

そして、これは町民に対して大変なこれは損害を与えている。それについて含めて、町長、まず今までの町長が虚偽、間違った答弁をしてきたこと、それに対する釈明も含めてどうするのか、町民に対しても。それをお答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これまで虚偽の説明をしたことはないし、これまで国交省の事業については、再三お答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 宿題にします、これ。

では、次に行きます。

3点目。不規則発言と答弁姿勢について。

これは、書いてるとおり。平成29年12月議会、私の一般質問の際、発せられた町長の私への不規則発言について、文書、口頭、一般質問にて対応をずっと求め続けています。私は、平成30年3月5日、町長室を訪ね、12月議会の会議録を直接町長に手渡して発言への訂正を促した。そのときも、うん、考えるみたいなことをおっしゃった。しかし、いまだにこの問題長引かせています。町長は、これは謝ることはないということを今年の12月議会でもおっしゃいましたけれども、町長はあれなんですよね、謝りかけたこともあったんですよ、実はこれを見よったら。これは、令和元年9月議会のときですね。私は、いろいろやりとりを今までしてきたと思うけど、どの発言がそういう不適切だったのか、私もちょっと覚えてないんですけどねって。私が本当に不適切ならば訂正させていただきますと。訂正しますって言えば一言いいのに、これは何年続いとるんですか。あらため

て、これ訂正しますって言わんですか、いつまでこれを引っ張るんですか。

要は、言い過ぎるっていうことは、私も多々あります。私の場合は、特にこれはアクションが多いんですけれども、そういった中で町長もないとは言えない。そういった中で、町長はその都度訂正をされている。それでいいんですよ。当たり前です、言い間違いがあることは。それ一言訂正しますと言えば済むのに、これ何年この問題引っ張ってるのか、それをなさないから、私は毎回一般質問に挙げてるんですけど、あらためて平成29年12月議会の人としてどうのこうのと、いろいろな発言も含めて、これは訂正されたらいかがですか、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 佐伯議員も私に対してそういうのがあるということならばお互いさまかなとは思ってますけれども、佐伯議員がずっと気にしてある不適切な発言というのは、私自身は記憶にはありませんので、あらためてご指摘いただければ判断したいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 平成30年3月5日もそんなことをおっしゃいまして、私は会議録を渡しましたけども。また、これ宿題にいたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は14時40分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時25分

再開 午後2時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松本世頭議員、発言を許可します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 5番松本でございます。

町長もお疲れでございましょうけど、質問にしっかり答えていただきたいと思っております。6番もまだ控えておりますので、よろしく願いいたします。

私は、3項目質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初でございます。

オンリーワンのまちづくりについて伺いたいと思っております。

3期目の挑戦において、いつき会館において町長はオンリーワンのまちづくりをしたいと決意を述べられて3期目の立候補をされておられました。あらためてオンリーワンの真意を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） オンリーワンのまちづくりを進めていきたいということで、そういうことを言ったと思いますけども。もともと町長になったときから、私は久山町が平成元年に町の将来像の基本理念とした人の健康、土地の健康、社会の健康という町としてしっかり将来のまちづくりに対するコンセプトを立てながら、これをずっと続けている町というのは、全国的にも私は珍しいと思います。

そういうことで、私としてもあの当時、いろいろ合併問題とかが起こった後でしたけれども、半世紀以上もその理念を曲げずに来たこの久山町を私も当初からそういう時代に流されたり、あるいは他の自治体の模倣をしたりするんじゃなくて、本当に久山町が独自の魅力ある町として将来に持続できる、そういう地域社会を持つ町としてまちづくりを進めたい。これがオンリーワンの真意でございます。

私になって始めたわけでもなく、歴代の町長さんたちがこの久山町を、この大都市圏にあって、しかも途中いろんな高度成長、バブル経済がある中で、周辺が立地に恵まれた条件を生かしながら都市化していく中で、それに逆らうようなまちづくりをしてきたのが久山町です。しかしながら、町民のほとんどの方が、この理念によるまちづくりを私は少なくとも賛同してあるのではないかなと思っておりますので、それを信じてそういう政策を進めてきたところでございます。

3期目にそういうオンリーワンのまちづくりと言ったのは、ただ自然を残すだけではなく、魅力ある、そしてまた豊かで楽しい、そういう町にしたいという思いで、オンリーワンのまちづくりを進めていくということを言ったところでございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） いろいろ考え方はありましようけども、強いて言えば老若男女が勢ぞろいした、人口増に適した1万3,500人、今ちょっと見直されて1万人ということでございますので、そこに1万人が早く集うようなまちづくりをぜひ遂行していただきたいと思っておりますけど、その点について町長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどの議員のときにも言いましたけれども、まずは1万人を目指そうということできていますので、議員がおっしゃるように、その1万人に早期にできるように、これからも、市街化調整区域という強い縛りがありますけれども、その中での地区

計画制度というのを最大限に活用しながら1万人を目指して進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 久山町の優良土地、例えば山田幼稚園跡地、久原幼稚園跡地、先の質問でありました、今日も中久原地区の住宅の問題の話もありましたけれども、大国医院の前ですね、あの辺の一带の土地区画のほうの見直し等もやって、町有地ですか、親和荘、まだ住民はおられますけれども、いずれ、住民の方も高齢でありますので、もしいい場所があれば転居をお願いいたしまして、あの辺一带の土地区画整理等を見直して、住民が増えるような施策を取り組んでいただけたらと思っておるところでございます。ぜひ、お願いをいたします。

じゃあ、財源確保について質問に入ります。

2017年6月定例会において、石切・長浦地区開発について質問。町長は、活性化事業のまちづくり戦略に沿った形で企業誘致を進めていく。また、この地区の青写真ができれば、議会の皆さんと全協を開かせていただきたいと答弁。

次に、2017年12月定例会において、石切・長浦地区の開発で、9mの専用道路を設置すべきとの質問に、町長は来年の予算にその法線設置を決める予算を計上し、法線を確定したいと答弁。このとき、佐屋、寺浦あたりに大型も通行できるスマートインターチェンジを新宮町と協議し、設置することについても質問させていただきました。

2018年6月定例会において、石切・長浦地区の開発は財源確保に必要不可欠で、藤河～猪野線の法線を決め、開発に向けて取り組むべきだと質問し、町長は今年度道路設計業務委託料を計上しているので、道路法線について進めていくと答弁。また、スマートインターチェンジについても質問させていただきました。

2019年3月定例会において、12月定例会で専用道路は13.5mの道路を計画していると説明されたが、その後の法線は決定したのかと進捗状況について質問し、町長は現在法線について基本計画を作成しているところであり、大体5案ぐらい出ている中で、今三つぐらいに絞って協議をしており、年度内に確定したいと答弁。さらに、この地区の計画の青写真を議会に提示する時期については、新年度予算ですので、少なくとも2019年度内にはきちっと作り上げて、提示をさせていただきたいと答弁。また、スマートインターチェンジについても質問させていただきました。

2019年6月定例会の質問で、石切・長浦地区の開発の青写真の件は2019年度内に提示されるのかの質問に、2019年度内に示したいと答弁されました。

このように、石切・長浦地区の開発、またそれに伴う大型も通行できるスマートインタ

一チェンジ設置についても5回にわたって質問してきましたが、何ら示されておられません。藤河～猪野線の法線はどう計画され、石切・長浦地区の計画および大型も通行できるスマートインターチェンジ設置の進捗状況はどのようになっておるのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

まず、猪野～藤河線につきましては、現在レイクウッド先のところの突き当たりまで整備は行われてます。それから、35号線までの道路について進めたいということをおっしゃったと思いますが、これは28年度に基本的な計画法線というのは策定いたしております。基本、既存の集落、藤河集落内を通ってる道路は避けて、住宅、集会所の後ろ側を通る道路を造ろうということで、今現在、案としては2路線残してます。この猪野線、一つは集会所の後ろ側を通過する法線、もう一つは小河内川の水路があります。あの水路にできるだけ沿ったような形で最後35号線に行く法線ということで、これはこの2路線で地元との協議をしながら決定をしたいと思っております。

それから、スマートインターチェンジについては、これは以前からこの話だけは、隣の新宮町さんも、今、町長さんは代わられましたけども、昔から、その当時からインターチェンジを造りたい、造るならば久山と一緒にという話がありましたけれども。その後、新宮は代わられたんですが、町としてはその可能性については調査をしてきました。現実、福岡インターと古賀インターがある中で、果たしてその間にそういうスマートインターチェンジが可能かどうかというのは、国土交通省やNEXCOにも確認し、可能であるというところまでは大体調査してます。

ただ、問題はこのスマートインターチェンジを設置するには、それなりのいろんな諸条件が整わないとできない。一つは、それだけの需要があるか、インターチェンジを使う車の台数とかですね。それと、周辺地域の状況といいますか、まずは利用者数が本当に見込めるかどうかというのが大きな条件になってくると思います。もう一つは、やり方も自治体あるいは開発者が負担してやる場合と、スマートインターチェンジのところを県事業でやるかですね、インターチェンジから県道までに結びつくあたりをですね。そういうこともあるんですけど、要は今の状態ではまだスマートインターチェンジに関して、国やNEXCOと協議する条件はそろってない。そういう状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 町長、私が言いたいのは、内容的にわかりますけども、とりあえず言わせていただきます。

まず、二元代表制であります、車の両輪がうまく回転していくには、お互いの、執行部と議員たちとの信頼関係が必要不可欠だと思います。私は、3年間かかって石切・長浦地区のことについて質問してまいりましたけども、もう少し早く青写真なり、今日の答弁なりしていただきたかったと思っております。

先ほども申しましたように、両輪がうまくかみ合わないとなかなかこういうことはうまくいかんと思っております。私も、このことについては、新宮町の議員にも長く働きかけて、特別委員会も設置していただきまして、5項目の中にスマートインターチェンジの設置についての新宮町の特別委員会の中に組み込ませたいきさつがありますし。新宮町の佐屋、寺浦、的野、これは新宮町の東区に当たって、あそこ一帯は工場団地とか新宮町の財源確保に必要なところだと思っております。久山町におきましても、石切・長浦地区においては、大きな宝の山だと私はずっと思っておるところでございます。そのためには、スマートインターも必要だということで、長年にかかって質問をさせていただいているわけでございます。

今、町長は小河内川沿いと集会所裏に2路線を確保しておるということでございますので、早く財源確保のためにも、これは取り組んでいかないかんと思っておりますので、そのことについての考え方をもう一度お聞きさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどの答弁で、今の法線を私は28年度って何か言ったということなんですけど、2018年、だから30年度に整備しております。

それから、石切・長浦地区は、松本議員がおっしゃったように、いろんな物流とかの個別の開発っちゅうのは久山町も集落内を外れたところで可能なところはそういう受け入れをしてきてますけれども、まとまった町の財源を確保するという、基盤を作るような企業団地ができるのは、この石切・長浦地区だけじゃないかなと思っております。

県のほうとも話をすると、福岡県でも、特にこの都市圏ではそういう土地がもうないということで、きちっとした計画を作っていけば、そういういい企業の誘致はできるんじゃないかなと私は思ってますので、石切・長浦地区についての具体的な計画を本当に早めていきたいと思ってます。

今年度までにあそこの石切一帯の、都市マスあたりでは地域活性化ゾーンということをしてますけれども、あまりにもエリアが広いので、それ全体を考えるとなかなか進まないということで、議会からもエリア的な土地利用の将来的なゾーンを決めるのが先だということをご指摘いただきましたので、民間のほうにプロポーザルの実施をしました。ところが、残念ながらなかなかデベロッパーさん、それから民間に公募したんですけど、手を挙

げるところが少なく、結局4社ほど指名しましたがけれども、結果的に1社という形になりました。なかなか現状では、あの広大な山を活用した提案っちゅうのは難しいのかなという気がしましたがけれども、手を挙げてくれた1社に対してその計画の作成を求めているところでございます。

具体的には、あの石切エリアは約100ha近くあると思いますけれども、将来的に土地利用の開発の計画のあれを順序的に早期にやるべきエリア、それから宅地として活用する、企業誘致みたいに宅地としてするエリア、それから今の自然を活用したアドベンチャーとか、そういったものの土地利用、活用できるようなエリア、それと自然として保全として残すエリア、ゾーン設定みたいなことをまずは設定して、それからあわせて優先すべき長浦地区の企業誘致団地、10か20haになるとは思いますけど、その部分の計画を新年度すぐにも、そういう着手に入りたいと思っています。

先ほど言いましたように、需要としてはあると思いますけれども、一番多いのが物流なんですよね。だから、物流だとすぐ割と立地が可能というデベロッパーの方たちもおられますけれども、果たしてその一帯を町として物流が好ましいのか。私としては、できるだけ工場といいますか、水とかをあまり使わないような企業があつて、物流も一部あつて、久山町のまちづくりに合った形での企業配置というのをやるべきだろうと思っていますので、内容については、今後県の企業立地課あたりにも紹介をしてもらいながら、また今言った企業団地の内容については、議会のほうとも十分協議をして進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、先ほど質問が漏れておりますので、もう一度言います。

二元代表制の必要性についての考え方をまず述べていただきたいと思っています。よろしいですか。

（町長久芳菊司君「はい」と呼ぶ。）

また別の件でございますけれども、石切・長浦地区を開発するに当たって、私が思えば一等地を久原本家さんが所有されておられます。この石切・長浦地区の開発について、この土地が開発に支障を来しているのではないかと考えておるところでございます。全体像を10haぐらいの開発じゃなくして、120haとか130haとかを含めて、将来全体像を見て開発をしていって、そしてそこにそれなりの企業を誘致するような考え方を持っていさんと、10haとか20haの土地を当初造っていきよると、残りの敷地が残ってくる可能性が大でありますので、大きなあれをまず造っていただきたいと私は思っておるところでございます。

いうことは、久原本家の土地がその開発に邪魔になるようであれば、私は早急に町のほうで買い戻して、その辺一帯を大きく開発できるような計画を持つべきではないかと思っておるところでございますけれども、その二元代表制の件と、久原本家の土地の買い戻しの件について、まずお考えを示していただきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 二元代表制のことについてというあれは、松本議員の主意に合ってるかどうかちょっとわかりませんが、インターチェンジの件に関してではよろしいですか。

（5番松本世頭君「よろしいですよ。もう一回言います。我々議会一般質問は、はっきり私の考えですけども、私は政治生命をかけてしっかり勉強して、いろんな人たちの声を聞いて、町長に3年間この件について質問してまいりました。しかし、その結果、答弁と違う形で私に目に見えてこないというのが私の実感でございます。ですから、お互いの信頼関係があって、車の両輪が回転していかんと物事は進みませんよという意味で質問してるわけでございます。ですから、そのことについてどうでしょうかということが言いたいです。」と呼ぶ)

○議長（阿部文俊君） ちょっと待ってください。松本議員、指名されてから。

（5番松本世頭君「はいはい、わかりました」と呼ぶ)

町長。

○町長（久芳菊司君） 二元代表制っていうのは、当然執行部は執行部で町の発展のためにいろんな計画をやっていく。それを議会のほうできちんと審査してもらって、予算決定をしていただく。たまにはぶつかることもあるだろうと思えますけれども、ともに町の発展、町民の幸福実現のために進んでいくわけですから、そこをお互いが反対を向くんじゃなくて一緒にやっていくというのが、ただその二元制というのは、執行部は執行部の役割というのがしっかりあって、議会は議会の役割というのがしっかりある。これが混乱してしまうと、二元制っちゅうのは本来の意味をなさないわけですから、そういう意味で二元制っていうのはしっかり守っていきたいと思ってます。

ただ、議員さん個人のご意見と私の答弁が合わないというだけでは、この二元制と申しますか、それとちょっと違うところがあるから、それは松本議員が今おっしゃった意見を議会の意見としてなかなか執行部が動かないということであれば、私のほうが十分に応え

てないということだろうと思います。

石切の問題については、過去の経緯からいって非常に事業がなかなか進まない。というのは、あそこの地域の開発は2度大きな開発の計画をやって、2度とも結局は事業投資をしたけれども実現できなかった。だけど、ここを地権者の方は大いに期待してありますけれども、今の時代になって、あれだけのエリアを開発するという理由が都市計画上じゃあとても県と協議しても認められるような状況にはないということです。だから、今はまずあのエリアについて、将来も含めたところでの土地利用。あれ全部を、例えば物流団地とか企業団地にしたときには、町の都市計画とのバランスが全く狂うんですよ。それは、県も認めてくれないのでですね。基本的に市街化調整区域というのは、開発をしないところですよというのが市街化調整区域ですので、そこに開発をするということは、大きなまちづくりの理由がなければならぬ。例えば久山町を、極端に言えばですよ、物流の町に切りかえるんだということであれば、そういうこともできますけど、それはあり得ないから、今は町としては活性化ゾーンという形で残しておいて、部分的なところから具体的な企業団地を、まずは20haぐらいが私は適当だと思います。そして、次の段階にこういう土地利用をするということを県に示しながら早期にやるところを決定したいなと思ってます。

そういう構想については、今年度末までに仕上げたいと思いますので、そのときにまた議会のほうにご提示してご意見を交わしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 質問はまだですよ、久原本家の土地についても。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久原本家については、向こうの社長とも協議してますけれども、町の土地利用が確定すれば、そのときに先に買い戻して、整備後に久原が望まれるなら、そこにも地元企業ですから、立地をさせたいと。そういうことで、協議をさせていただいてます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 運送会社専門じゃなくして、将来を見据えた土地づくりっていうことでございましょうけども、私もそう思っておりますけども、それでも20haだけの土地利用の青写真じゃなくして、トータル的な大きな夢を描いた青写真を描きながら土地の開発に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますのでございます。

先ほど町長も申されましたように、久原本家との話が、土地活用が決まれば買い戻していく件もあるということですので、しっかりその辺を久原本家さんとも協議をし

ていただきまして、また議会に提示をしていただきたいと思いますと思っております。

次にいきます。

昨日の町長の所信表明でも、財政基盤の充実が急務であると述べられております。ほかに財政基盤の確立がもしどこかあるのならば、答えていただきたいと思いますと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 大きな財政基盤、法人税とか企業誘致とか。法人税を伸ばそうとすると、そのような規模の団地、企業誘致するところは長浦地区だろうと思っております。ただ、久山町は今人口も増えてますけれども、町内の今の企業法人も非常に頑張ってもらっていて、毎年、これまでは1億円程度の固定資産税とか法人税とか伸びをしてたんですけど、今年度は消費税の関係もあって法人税がちょっと落ちたのと、それからたばこ消費税ちゅうのは、ある程度免税店の関係があって一時的に^{ぼくだい}莫大な、大きくなりましたけれども、これも半減してくるんじゃないかなと思っております。

ですから、これからの財源確保も大事だと思いますし、もう一つは交付税なんかは人口がベースになりますので、住宅政策を進めていく。それから年度当初にも言いましたけれども、ここ2、3年、単独事業の大きな事業をしましたので、久山町は全体予算規模の割には投資的事業をかなり他の町よりも大きくやっておりますので、しばらく少し新規の大きな事業は控えながら財政を豊かにしていくことも、そういう手法も必要だと思います。そういう形をやりくりしながらやっていけば、久山町の財政の構造そのものは県下でもいい形ということになってますので、あとはそういう効率的な事業実施と、それから優先度を決めながら頑張っていくということが大事じゃないかなと思っております。あと、開発公社の13億円の返還の分があと3年ほど残ってると思いますし、それから今年度が国勢調査の年ですので、大きくやらないですけどもかなり人口も増えましたので、その分の交付税のベースとなる人口というのも増えるということも私は期待してるんですけども、それから草場の分譲、これはもう単独でやらせていただきましたけれども、あれが年度先食いをしてきてますので、最終年度は約1億円近くの歳入増という形になりますので、そういうことを見極めながら、財源のない事業というのをしっかり抑えていく財政計画も必要だろうと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 町長が申されました土地開発公社の債務保証ですね、あと3年。確か年間1億2,000万円ほど返済しておると思います。というと、あと3億6,000万円ぐらい返済せないかん。金利は別といたしましてもあると思いますので、そういう大変な借金でございまして、しっかり事業もやっていかないとと思っております。それで、今、町長

に申し上げておかないかんことは、現久山町の企業の中にも、もう何十年もやっておられます企業の中には敷地が狭いという企業さんもおられます。せっかく久山町に居ついて長年事業をやっておられる方、この企業さんが土地が狭いからどっかって言ってぽつとよそに行かれたら、またこれは大変なことでございますので、その辺もしっかり調査をさせていただきまして、そういう土地の狭いっていう要望がある企業さんには早く石切・長浦地区にでも移っていただけるような土地の活用をぜひしていただきたいと思っておるところでございますけれども、そのことについて町長の考え方を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう事情もありますので、石切地区の開発を進めていくにはまず全体像を、さっき言ったようなゾーン設定を、土地利用構想を作って一番急ぐエリア、さっき言った20ha近くのですね、これを進めるためには、さっき松本議員がおっしゃったように全体の開発をと言われたら、これをやっていると全然進まないんですよ。だから、そこは理解していただきたい。久山町が調整区域でやろうとすると、いきなり大きな開発計画というのを示しても実現性がないから、地区計画の設定のときにそれではなかなか認めてもらえないということもありますので、バックについては次の段階ですよということで構想を作って、ここだけは町の財政基盤で雇用を生み出す地方創生としてやりたいということで、これはもう事務的な作戦ですけどね。そういうことでやらないけませんので、ぜひ構想については議会の皆さんのご理解をお願いしたいなと思ってます。だから、おっしゃるように、もうあそこしかないんですよ。いろんな既存の工場あたりの人たちから何かないかと言われても。あとはもう個別の条件にある、この前全協でしました池上のとこの物流の特積みとか特別なものは調整区域のどこでもすぐに認可がおりるところはありますが、それ以外はもう本当に個別で、町有地であってもやれないところが多いから、ぜひその辺のご協力をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） どうですかね、都市計画法は広域的に変更になったんじゃないですか。ちょっとその辺、私も定かやないけど、もしそういうふうにわかるようであればお知らせをお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 2、3年前ですかね、2年ほど前か、久山町は昭和45年に久山町全域を単独の久山都市計画区域に設定して法の網をかぶせてます。ですから、2、3年前までは町単独の都市計画ですから、その人口規模とか工業出荷額に合わせて持てる用途の土地の面積が決まっていたんですよ。商業エリアの面積はこれだけ、将来人口のスペースといい

ますか、そういうのが工業用地とか全部フレームという形で決まるんですけど、その面積がもう久山町は満杯になってたんですよ。だから、もうそれ以上増やせない、特に工業関係は。それが2、3年前に福岡都市計画区域の中に入りましたので、そのフレームはもう心配なくてよくなったから大丈夫だと思いますけども、あとは都市計画上の手続き関係だけです。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） そういうことでございますので、本当にわが町にとっては助かったなと私も思っておるところでございます。ですから、ぜひですね、土地の有効活用をただらと引き延ばすのではなくして早く、20haでもようございますので、ぜひ早急に開発をしていていただきたいと思っておるところでございます。

それと、先ほどから何度も申しております。広域的にですね、新宮町と協議をしていただきまして、その石切・長浦地区の土地活用にはぜひ、先ほど申しますように大型のスマートインターは必要不可欠でございますので、新宮町さんのほうの東区の開発についても恐らく必要だと思っております。ぜひしっかりその辺は、町長、しっかりふんどしを締め取組んでいただきたいと思っております。その辺についてどうぞ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 松本議員のその熱意といいますか、インターチェンジについての熱意はよく理解してるんですけども、あそこのスマートインターチェンジについては、新宮町の議会の方からもそういう声が上がってるとは聞いてますけれども、議員の皆さんのそういう声はあるんですけども、行政としてのあれはまだ、先ほども言いましたように、私たちはそのインターチェンジがあるに好ましいことはないんですけども、インターチェンジを造るにはやっぱり地元負担もあるし、さっき言いましたように、インターを造るだけの費用対効果のものを土地利用が本当にできるのかどうかというのを作り上げないことにはできませんので、今のところ、新宮町さんも当初は立花地区の開発についていろいろ議論されてましたけれども、今はもうむしろ人口が増え過ぎて中学校建設とか道路の問題とかそういうことで、そこにまだ至っておられないというところはありますので、これは行政は行政として向こうの町長さんともまた協議はしますし、議会のほうもその辺も含んだ上で新宮町の議員さんとお話を進めていただければなと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） スマートインターの件でございます。費用対効果、須恵町にスマートインターができて、あの旅石一帯、非常に発展しております。須恵の議員、議長も先日うちに来られましてスマートインターのことを切々と説かれて、スマートインターいいよっ

て、やはりものすごく須恵町は発展してるよということでございます。先ほど来申しております石切・長浦地区の開発のためには、もちろん先ほども申しましたように新宮町東区の開発のためにも、絶対僕はスマートインターは必要だと思っておりますし、私もまた新宮の議員と会うたびに再度しっかりお願いをしていくところでございますので、町長は町長で長崎町長にしっかり説いて、それを実行に移すように努力していただきたいと思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

それでは、3番に、教育振興について入ってまいります。

先の中学生部活動の県大会出場、バレー部女子の横断幕等については早急に対応していただいたが、横断幕等のように部活動の日ごろの努力の成果をたたえ、表彰することは、子どもたちのやる気にもつながり、必要なことではないかと思っております。それについて、町長、教育長はどう捉えておられるのか、考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

今回、松本議員に県大会出場した部活動には横断幕を作ってあげたらどうかというご意見を伺いまして、すぐに久山中学校の松枝校長先生と実現可能かどうかを協議させていただいております。今年は、各競技において地区大会での成績がよくて、県大会に出場した部活動が個人戦ではソフトテニス2組、水泳2人、団体戦で女子バレーボール部が出場をしています。ご指摘のとおり、成果をたたえるということは子どものやる気を引き上げます。その都度、学校の中では全校生徒に、例えば成果をたたえたり、その前ですね、また広報等を活用して学校外にもお知らせをしているところです。ご指摘をいただきましたので、今後は町から出してあります部活動補助金を活用したり、PTAとの協議で協力をいただいたりしながら、横断幕を作成していく方向で検討しているところです。具体的には、団体競技においては県大会出場、個人戦においては県大会上位の成績を収めたときに横断幕を作成してはどうかということで協議をしているところです。今年は予算計上していませんでしたので、教育委員会事務局の手作りで作成をしております。団体競技で県大会に出場した女子バレーボール部と、個人競技で水泳の200メートル個人メドレーで優勝しました生徒の横断幕を作成しております。成果を褒め、認めることにより、次への挑戦意欲をかき立てられ、その後の練習に前向きに取り組むことにつながると思いますので、今後も取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

（5番松本世頭君「町長」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 教育長の答弁のとおりだと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） それで、本当に横断幕設置ありがとうございました。せっかく校長室外に横断幕が掲げられましたけれども、町民からは、道路からは見えない、何のための横断幕かわからんという声も聞きます。せっかく今後、久山中生徒の頑張りを町民内外に知らせるためにはもっと工夫をされたらよろしいんじゃないかと思っておりますので、その点について教育長、答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今回は、最も目立つであろうということで、校長室のベランダのところに二つ横断幕を設置させていただいてます。今まで、一昨年でしたでしょうか、町民体育センターの横の壁に道路から見えるだろうということで設置したことがございます。それから、これも一昨年だと思うんですが、中学校横の歩道のところの左のブロック塀ですね、あの擁壁の上あたりに設置したこともあります。ただ、見えにくかったり、風でびらびらなびいてなかなかよくなかったり、とても難しい状況がありました。今回は校長室のベランダのところで2階でもあるし、まず全校生徒が一目瞭然、一番わかりやすいところだということ、それから久山会館に来られる方や福祉協議会に来られる方とかは必ず車で上がってきたときには正面に目にするところなので、そこがよからうということで設置をしたところです。横断幕はやはり多くの方に知らしめるということの目的がありますので、今後また設置場所については検討していきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 私個人的な考え方の一つにゴルフ場の高架といいますか、道路の横断、ありますね、あの辺に両サイドにするのも一つの案ではないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、今後、この中にもちらっと書いてありましたけども、上位の成績を収めたときには横断幕を作成し、町民に啓蒙すべきだと私は思っておるところでございます。上位入選とか3位とか2位とか1位とか優勝とかありましたならば、ぜひ県大会の結果を横断幕で提示していただきたいと思うんですが、そのことについて再度、教育長の考えを。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今申し上げましたとおり、校長先生と協議をして、団体戦は県大会出場、それから個人戦については県大会上位の成績を収めた者について、また団体戦で県大会上位の成績、優秀な成績を収めた場合はまたその都度検討していきたいというふうに思いますが、あまりハードルを下げ過ぎても横断幕の価値というものが薄まりますので、

それはその都度協議して判断していきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） ぜひですね、子どもは久山町の宝、国の宝でございます。大きく羽ばたくためにもぜひ褒めてやることも大事だと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は午後3時40分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時27分

再開 午後3時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番本田光議員、発言を許可します。

本田議員。

○6番（本田 光君） 最初に、久山町上久原土地区画整理事業について、それから2番目には猪野ダム周回道路（町道）の崖崩れ修復工事と猪野川、久原川の浚渫^{しゅんせつ}工事について、それから三つ目には計画性を持った公共施設の大規模改修工事をということで、回答も書いたような通告になっておりますが、町長、しっかりとした答弁を願いたいと思います。

まず、久山町上久原土地区画整理事業について質問をいたします。

これは、昨年12月議会での質問、それからまた9月議会でも質問いたしました。12月議会での質問に対して町長は、本来なら完成しておくべきであるが、上久原土地区画整理事業によると未施工箇所が数カ所出ているというふうに報告を受けているというふうに答弁されてます。福岡県には既に完了という報告を出しており、組合がなすべき未施工となっております原因、金額も出してコンサルタント会社にも責任を果たしなさいと今調整を町としてしているというふうに答弁されております。先ほど来お二人の議員からも質問がありましたけれども、そこであらためてお尋ねします。

確かに、福岡県のほうにも確認しましたところ、もう完了届は出されているというふうに言われております。この完了届を出すに当たって、町を経由して提出されたのかどうか。直接、県に同組合が出すことはないんじゃないかと、町を経由して出されたんじゃないかというふうに思います。それから、二つ目には、現在、未施工箇所数と概算費用総額はどのくらいかというふうにも12月議会で質問しました。ところが、そこでもまだ回答が出ませんでした。それから、三つ目には同組合と町との協議について。また四つ目には同

組合とコンサルタント会社、町との協議はという。それから五つ目には同組合とコンサルタント会社との関係。そして元職員の不祥事について、組合は刑事告訴することも協議されたというふうに聞いておりますけども、町長は現状把握をどういうふうにされておるだろうか、その点をまず最初にお尋ねしたいと思います。現状把握です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどから全部報告した内容と何も変わらないと思いますけれども、完了届については、換地が終わりましたよという届けについては町が受け付け、進達は県のほうに出しております。

（「申請の進達」と呼ぶ者あり）

失礼しました。申請の進達は町が県に出して、届け出は組合から直接、事業主体である県のほうに出してるということでございます。それから、組合との協議というのは、必要に応じて組合との協議はしております。それから……

（「未施工」と呼ぶ者あり）

いや、このとおりでいいとでしょう、質問内容は。

（6番本田 光君「そこに通告しとるとおりです」と呼ぶ）

同組合とコンサルタントの会社、町との協議は、もちろん協議といいますか、なかなか組合と企画センターとではお互いの主張をするだけで調整がないから町に同席していただきたいということですので、町で両者呼んで事情を聞いたりの場合は何度かやってます。それから、組合がコンサルタント会社の元職員の不祥事について刑事告訴するか、これはもう組合としては当然検討されてます。だけど、これをやっておくと時間がかかるということもあるし、先にどちらをやるかということ。ただ最終的には私は必ずやられると思います。彼を引き出して、本当の真実というのを聞かないとわからない部分がありますのでね。これは組合もやる、それから企画センターもそうだろうと思いますけども、そういう話は聞いてます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 福岡県に対して完了報告をしとるとするのは町を経由してかどうかというふうに先ほど聞きましたが、組合が直接、町に相談して出とれば、完了されたというのはもう町長は既に知ってあったわけですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 換地完了の手続きを申請という形で出されましたので、当然もう完了したという連絡は受けてます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） であれば、今ごろになって未工事箇所、未施工箇所、それが出てきたというのは、やはりもうこれを解決する道は会社の元職員、不祥事をやったという彼を引っ張り出してくるしか解決策はないんじゃないかというふうに思います。これは確かに組合がする仕事であると、刑事告訴なりするのはですね。ただ、町がそうしたことも含めて進言するという事はなかなか難しいと思いますけども、そうしたことは十分、町長もご承知だというふうに思いますし、解決策を組合としっかりとやってもらいたいと思いますが、そこはどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 職員1人を告訴するのは、資金の不正な横領とかそういうことについては、それは大本である会社が補償するということを書いてますから金自体は解決するんでしょうけど、問題はそういう事業が完全に終わってない、この責任を問うには組合としては個人もそうでしょうけど、やっぱり契約した相手方が法的告訴の対象に、あるいは調停の対象になるんじゃないかなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） それから、ちょっと角度は違いますけども、先ほど来3番議員の質問に対して土地の、いわゆる保留地の交換ですね、これは実際、もちろんその土地と対価等、いろんな価額等あたりはそのときの年によって違う価額になるかもしれませんが、かつてどこの土地と交換したかというふうに尋ねましたところ、別にどこの土地でもないというふうにおっしゃったんですが、普通、対等交換とかさまざまあるわけですね。ですから、どうも先ほどの答弁、3番議員の質問に対する答弁を聞いても、何か今一つすっきりしないような感じがしました。そういう対等交換をどことしたのかというのがわかりづらい。そこをもう一度答弁願いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 区画整理事業というのはあくまでも換地の手法でやりますので、先ほど3番議員さんのお尋ねのときに、確かに組合が保留地を早く処分したいんだということで、現在組合が換地を受けてる保留地予定の土地、この場所を町が受けてる土地と交換を希望されましたので、町としてはやっぱり促進するためには、組合のほうは処分を急ぐということですから、交換という形をとらせていただきました。ただ、それは単純にこの土地とこの土地を交換しますよという形では換地手法としてはできませんので、同じ面積の同じ規模であっても場所によって土地の評価が違うわけですから、やり方としてはそのエリアについて換地のやり直しをするわけですね。そして、最終的には、同じ評価の組合が

もともと受けてる土地の評価額、面積を含めての、それと同じものを望んである場所に移し、組合が受けてたところに対して町の保留地を受ける。こういうやり方をしますので、単純に物々交換という形ではやってません。それは議会のほうにも以前はこのままで、組合との土地の交換をしたときは換地はこの図面ですよということでご説明したんじゃないかと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、町長が答弁された関係は、もう2年か3年近くなるんじゃないかと思います。それで、新しいそうしたいいわゆる対等交換、あるいはまたそうした入れ替えたという関係を図面上記したのがあると思いますし、議会のほうに提出願いたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それも、恐らくそれが何年前か知りませんが、とにかく最終分の換地図というのは当然ご提示できると思います。

（「全員協議会で渡している」と呼ぶ者あり）

全員協議会のとき渡してるそうですよ。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） そしたら、全員協議会のときぜひ出してもらいたいと……

（町長久芳菊司君「もう既に渡してるって」と呼ぶ）

じゃあ、その全員協議会はいつのときの全員協議会ですかね。もらったかな。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 全員協議会で渡してるのだから、必要であればまたお渡しすることは可能だと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 大体もらったようなもらってないような感じがするから、相当古いやつはもらったんですよね。もらっています。だけど、新しい最新版というかそういうのは全然目にしたような記憶がないから質問したわけですが、ぜひそれは再度渡してもらいたいと思います。いかがでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それは組合の事業のあれですから、別に出せないことはないと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひそれを全議員に提出願いたいと思います。

それから、未施工箇所について町長は、この事業は施行者である久山町上久原土地区画整理事業であり、委託を受けたコンサルタント会社が責任を持っている事業内容については組合はしっかり精査して結論を出してコンサルタント会社のほうにもその主張を言うべきで、そこをしないで町に何とかしてくれと言われても、町が入る問題ではないと。役員さんにその作業をしてくださいと主張しているというふうに12月議会で答弁されました。そうしたことで、先ほど来も質問が出とったかもしれませんが、今、町にお金を出してくださいとか、あるいはまたそういう未施工箇所の工事費等あたりが要望が出るとるやしないだろうかというふうに思いますが、その点は出てますか、出ていないですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） あれでの要望じゃなくて、今、企画センターと組合が未施工箇所についてどちらがどう対処するのか、また未施工箇所の整備をする場合に、どれだけの事業費があと必要なのか、出すにしても未施工箇所についての議論がまだ一致してませんので、まずそれを一致させることが先決だということで、そういうことに対しての問題解決について組合のほうから町のほうに、区画整理法にいういわゆる技術支援とかそういうものについての援助をお願いしたいということでの要望書は出されています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、町長も答弁されたように、まだ未工事箇所がどのぐらいあるかわからないと、そして同時に金額もわからない、これからの状況と。一方、換地、そして登記はされている、完了してる。であれば、今度残った金額が出た場合、これは当然どこが負担するのかというふうに見る。であれば、やはり僕が言いたいのは、当然、組合施行ですから組合の責任、同時にコンサル会社、ここに大いに責任があるというふうに思います。最終的に町に負担してくれということもあるかもしれんけども、それは当然施行者、あるいはまたコンサル会社が責任持ってやると。だけど、実際本当にこのコンサル会社がそういう気持ちに整理がつくだろうか。組合も組合として本当にそういう精査して実態を出し切るだろうか。やっぱり専門家が入らないとなかなかこれは無理だと思いますが、町長がつかんである範囲を答弁願いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 確かに、区画整理事業の組合の方たちは専門の方もおられないから、これまでは企画センターのそういう資格を持った職員が全部作業をやってきたわけですから、今度はそれを企画センターと組合とのやりとりの中から、組合としてもその辺が一番不安に思っておられると。だから、そういう面での技術支援のお願いを組合は望んであるんだろうと思うんですよね。そうすると、それは町に対して、あるいは県に対してそうい

う要望ですから、町もそういう本当は技術的支援をしてあげたいんですよ。ただ、町の職員にもそういう資格を持った指導できる職員はおらんし、区画整理士もおらないとなると、町でそういう専門的な資格を持った人を契約して組合のほうに支援として派遣するか、そういう手法はあると思います。だから、そういう面で今、組合は望んでありますけども、ただもう一つは今の未施工というのが工事の内容を見るのではなくて、それもあるんですけども、先ほどから言うように、本来整備する宅地としての整備水準がどこにあったのかということ、これはもう組合でしかわからないと私は思ってます。もちろんコンサルもそれはわかってる、だけど本人がおらんからということで。先ほど4番議員がおっしゃったように、資料がなければその資料はやっぱり要求すべきかもしれません。だけどそれはもう恐らく難しいのかもしれませんがですね。そういう中での判断をするのは、やっぱり組合がきちっと本来ここまで整備しなくちゃならない宅地ができてないじゃないかというふうにはその基準をしないと。ただ、今、組合は要望を地権者に対して取られたから、たくさんの方がうちもこれやってほしい、やってほしいというような状態になってるけど、それではだめですよということは私のほうが注意しました。きちっとした基準を組合でしっかり示して、その上で企画センターとやりとりをやらなさいと。企画センターもちゃんと主張してるわけですから、これはもうすべき未施工じゃないという主張してる。だから、それはやっぱりお互いがすり合わせて、それができない場合はもう法的な処置で結論を出すしかない、そういう状況だと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 確かに今、町長が言われたのも一定は理解できます。ところが、やはり最終的に誰が負担するのかと、数字的にですね。恐らく3,700万円とかいう話が出てますけども、3,700万円じゃきかんのじゃないかという場合。実際もう登記は終わってしまったと。完了届は出とる。じゃあ、あと誰がするかといえば、先ほど来言ってますように、組合かあるいはまたコンサル会社が一緒にせんことにはどうしようもないと。町に何とかしてくれと言っても、それは困りますよね、町長。その考えは僕は一緒なんです。そうしたことが一体誰が負担するのかと、そういう場合ですね。その点、もう一度明確な答弁を求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の段階で、基本はそうですよ。組合は終わりましたという形で町にも県にも対してそういう報告をされたわけですから。いや、終わってなかったよと。じゃあその原因は何かということをやっぱり当然組合としては精査すべき。そして終わらなかった理由がどこにあるのか、どこの責任になるのかということを出さないことには町も指

導のしようがないし、対処のしようがない。ただ、今の段階で、本田議員がおっしゃるように、町は一銭も出すべきじゃないとか、それを議論するときではないと私は思いますよ。組合事業でやってこられたにしる地元の事業が、町もまちづくりに関わった事業が、何度も言うようですけど、一つのそういう契約してた相手方が、相手方の責任については当然組合が責任にされる。だけど、事件によって損失をしたために、あるいは事業ができなかったためにこれだけのものが残ったというときに、これを判断するのはやっぱり町もそこに出ざるを得ないと。だから、あとはそれをどう判断するかは行政判断であり、政治判断とかそういうものが出る場合も私はあり得ると思います。これが全く民間の事業であれば、町が何の関与する必要はないけれども、やはり町民の方たちが町と一緒にそういう環境整備をやった事業の中で何らかのアクシデントでできなかった。だから、繰り返しますけど、その責任をまず明確にすることが第一であり、その結果、残った問題については、その時点で協議すべきだと私はそう思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） このことは、ずっと従来から議会でこういう質問をさせてもらいました。同じことをずっと繰り返しとるんですけども、なかなか相手さんがあることだと。もちろんそうです。だけど、何らかのアクションを起こさないと。というのは、例えば組合は組合さんが考えることであっても当然刑事告訴するか何かしない限りなかなかこの問題は解決せんのではないかというふうに思います。同時に、ただ組合とコンサル会社任せで果たしていいのかと。町が一定の指導監督責任も含めて、ただ県にあるというだけじゃなくて、監督責任はですね、じゃなくて、行政のトップとしてもやはりそこに仲介、ずっと今までされてきたでしょうけども、そういう形を今後も続けて、ここが完成すると約370～380ですかね、400戸近くできるというのであれば、町の発展にもつながっていくわけですね。

確かに、バブルの崩壊で土地価格も随分変化したというのも事実だし、それからやはり期間延長前の第7回変更後の久山町上久原土地区画整理事業で、一つには施行期間が昭和63年度から平成26年度。二つ目には補助期間が平成元年度から平成25年度。組合施行に移行するまでの助成をした町の責任と、今現在、同組合とコンサルタント会社との契約書、契約条項どおり履行されていれば大きくは変化はないんじゃないかなと。契約条項に沿って本当に履行されてるかどうかという点あたりは町長はどう捉えておられるんでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 企画センターと組合との契約の履行については、そういう問題が残ってるわけですから、契約どおりの履行になってないことは確かじゃないかなと思います。

それから、本田議員もそうですけど、やっぱりこれは大事な事業、町のあれにとっても、だから行政と議会が一つになって応援して完了させるべきだということを言っていたいておると思いますが、私としては本当にそういう応援が可能ならば、先ほど言った、今、組合の人たちだけでこの問題に対処していくのはなかなか困難な面もありますので、技術面についてそういうコンサルタントの人材を町のほうから応援に出すことも一つの大きな支援じゃないかなと思ってますので、次回の議会にはそれをぜひお願いしたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 最終的にももちろんそのコンサル会社あるいはまた組合が協議して、そして町との協議も必要になってくると思えますけども、最終的には金銭的な問題が大きく出てくるわけですから、そういう場合に、じゃあ全て町に例えば3分の1とかそういうことにならないように、負担を求められる場合があるかもしれませんが、やはりこれは町民の貴重な税金を使うことになるわけですね。ですから、そこはやはり慎重に対応しなければならぬと。やはり基本は、組合とコンサル会社の問題だと思いますし、町長、再度答弁を願いたいです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 基本は、何度も言いますようにコンサルと、今残された未施工に関してはですね、組合の問題だと思いますけども、結果についてはこれを今推定することはできませんので、そこにはまた新たな協議する事項が必要になってくる。ともう一つは、先ほど言いました、組合だけでは現場の技術的なものとかを都市企画センターとやり合うにはちょっとやっぱりきついかと思いますので、ぜひその辺は町の支援ということで予算をご理解いただきたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、順序をやはり踏んでいただきたいと。やはりある程度は法的な手段に訴えるしかないんじゃないかと。ずっとこの区画整理事業に関係したコンサル会社の職員、ここが不祥事を起こしたと、大体本当にそれだけで終わるのかという関係を見た場合、やはり組合がしっかりと。そこは208人の地権者がおられるわけですから、そういう人たちに情報をきちんと組合がされて、そして同時にコンサル会社にも町のほうもきちんと物が言えるような状況にしていく。それと同時に、最終的にはどう解決するかというのは議会に相談するというふうにおっしゃるけども、それは金銭的な問題じゃないかと思えますが、やはりそういう最終的な段階を踏まえんと議会も結論を出しにくいんじゃないかというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 最終的な段階での政治判断、行政としての判断については当然議会とまた協議するしですね、また議会の議決なくしては決定できない状況になるのではないかなど私は推測してますけれども、その前のいわゆる未施工問題についての協議の中で終われば、解決すれば何ら問題はないんですけども、法的な段階に入るにしても、やっぱり技術的な指導を受ける人材が組合には必要じゃないかなど私は考えていますので、もし組合のほうからそういう要請があれば、議会のほうにぜひ諮らせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） やはり専門的な分野しかわからないというふうに思います。ですから、先ほど来からのいろんな質問が出てましたけども、資料もない、あるいはまたその不祥事を起こした人を引き出してくるしか解決策はないんじゃないかというふうに思いますし、ぜひ組合のほうとも、あるいはまたコンサル会社とも3者で協議してもらって、しっかりとしたかじ取りをしていただきたいと思いますと同時に、いよいよ最終段階になつとるわけですね。だから、完了にどういうふうに道筋をつけていくかという前向きな対応と、それとここに本当に住宅地ができれば町の発展にもつながるわけですね、ですからこれが成功するようにぜひ願いたいと思いますが、そこはどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 全く同感です。ですから、町としては全面的に早く組合の方のバックアップをしながらこの事業を完了させたいと思っておりますので、ぜひ議会の皆さんもそういう面で支援すべきところは、もう絶対しないよという形じゃなくて、やっぱり最良の結果が出るように、上久原の区画整理における人口増というのは町の全体の活性化に大きな利益をもたらしてくれてますので、ぜひ議会の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 次に入ります。

猪野ダムの周回道路、町道の崖崩れ修復工事と猪野川、久原川の浚渫^{しゅんせつ}工事についてという、議会事務局を通じて町長あてにこうした写真を差し上げています。崖崩れの場所ですね。お持ちですか。

（町長久芳菊司君「はい、確認させていただいてます」と呼ぶ）

そこで、質問させてもらいますが、ここ最近では台風や地震など甚大な豪雨災害が頻発

しており、久山でもいついかなる災害が起こるかわかりません。確かに町にも災害危険性の関係で災害の経歴というか、今までどういう被害が出たかというのはここに手元にありますけども、古いのがあります。最新版も一部ありますけども、やはり何があってもおかしくないというふうな状況にあります。昨年9月議会でも質問いたしましたけども、2017年、平成29年九州北部豪雨による猪野ダム周回道路の町道の崖崩れが2カ所発生しております。今現在でも片側通行となっておりますし、さらに土のうが増し積みされております。既に2年半を超えておりますけども、修復工事がなぜできないのか、その理由、町長、答えにくいでしょうけど、その理由を聞かせていただきたいです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） なぜ工事できないかという理由は、やろうとすると非常に大がかりな事業になるということです。工事するための迂回道路みたいな形ということが1点と、もう一つは今の現状が、写真も見せていただき、私は現地ももちろん行ってますけれども、岩盤の調査もやった中で、見てのとおりあそこは岩盤であり、今の状態で、見た目はちょっと悪いですが、岩盤は岩でのりになってますので、周辺一帯が崩れる可能性というのは非常に少ないということでございます。それから、現在の状況はちっちゃな表面の小石が下にばらばらと、そういう状態ですので、下に土のうを置いて危険がないように今してるということ。それから非常に頻繁に交通量がある場所でないということから、やるにこしたことはないんですけども、優先度としてまだ着手してないという状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、頻繁に人が通ったり、車が通行する場所じゃないというふうに捉えられたらちょっと間違いではないかというふうに思います。僕はたまたまあそこに行ってみるんですが、年金者組の方たち、あるいはまたいろんな方たちが、あそこはずっと外周相当広いから、歩いて弁当をリュックに入れてそういう散策されておるわけですね。という関係、あるいはまた、たまには車が通行しております。

写真を見てもおわかりのように、崖崩れの亀裂がだんだん大きくなってきているという関係があります。昨年見たときよりも亀裂が幾つか走っており、昨年見たときよりも大きくなってると、開きがですね。二次被害が発生しないかという不安の声は今でも聞きますし、町は山林所有者といつどんな協議をされたでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 頻繁に通るところだからという言葉は、あそこは今、土のうやらをついて片側通行にしていますから、片側を通っていただく分については危険性はないという判

断でございます。それから、今ちっちゃな小岩が落ちてきてる、それは今の土のうのところで受けれるようにはしてしますので、ただこれが気になるということであれば、もう一度施工について調査して、そういう表面を施工するということも検討していきたいと思っております。

それから、民有地の山の亀裂ということですが、ここと道路との間には町有地がありますので、直接道路に面してる状態じゃないと思っておりますし、まだ危険という状況のものではないと思っております。

地権者との協議をされたのかということですが、施工するときには当然地権者の方と協議をしたいと思っております。地権者からそういう要望等は出ておりません。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、危険性がないというのはおかしいですよ。いつ何が起こるかわからないという現状です。ですから、こういう危機管理をもってぜひ対処してもらいたいというふうに思いますが、もう2年半も放置されたままで、これで果たして久山が誇れるのでしょうか。やはりきちんと対応するというのが筋じゃないですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 施工しないと云ってるわけじゃない。ただ現状で、今おっしゃるように絶対危険であるという状態ではないという、これもちゃんと地盤の調査をした上で申し上げてるんですけどね。見た目ほどでもない。今の土のうでの危険性をカバーすることができるという状況ですので、できるだけ早い時期に着手することが望ましいと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、かなり大がかりな、工事をやろうとするとですね、事業になるということですので、その辺は全くやらないというんじゃないで、今、表面の施工というのについては検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、町長の手元にも写真を差し上げとるんですが、いつ崩れ落ちるかわからないんですよ、この亀裂を含んだ状況は。町長が最高責任者ですから町長の答弁は答弁としますけども、一番やはりこの現場を見とるのは担当課長ではないかというふうに思いますが、町長、担当課長に説明させてください。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

先ほども町長も答弁しましたとおり、こちらの現場につきましては地質調査を行っております。その結果、先ほど町長も言いましたとおり、基本的な地盤につきましては岩であるということになっております。当初の崖崩れもそうですし、現在も多少小石等、土砂等

が落ちてる現状もあるかと思えますけども、こちらにつきましては岩の上に乗ってる堆積した土砂等が今崩れてる状況でございます。現在、施工方法等についても当然私どものほうで検討しながら進めてるところなんですけれども、その施工方法につきましても最終的には堆積した土砂等を撤去した後にある程度岩盤、基盤が岩ということになりますので、表面を安定させるという工事になります。ですから、現状としましては、特に管理棟に近いほうにつきましてはかなり現場の高低差がございます。ですから、当然下から、上からという施工方法でアプローチするわけですけれども、それでも機械等が届かないような現場となります。ですから、そのあたりは当然現状を認識しながら、安全性を確保しながら、施工についても今後ともできるだけ早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 当然2年半も放置するのではなくて、町道の管理者としてぜひ町長、対応を急いでいただきたいと思えます。

同時に、ダム交付金が福岡市より毎年1億7,000万円余が来ております。久山町一般会計の歳入の分の町税、固定資産税で計上されております。その一部を使って、これは極論を言うと自由に使っていいお金ですからね。ですからそうしたお金が来てるわけですから、この周回道路の整備、町道の崖崩れ修復工事に充当されてはどうか。この全額、1億7,000万円全額使えということはないんですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ダムの交付金については、議員がおっしゃったように、これは一般財源としての交付金ですから、久原ダムみたいに管理用のための交付金ではないということですので、町のほうで判断して使ってまいりたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今度本議会を開会されておる中の一般会計予算の中にも入ってるわけですね。大体いつ福岡市等あたりからくるかわかりませんが、そうした財源を有効に使っていくというふうにされてはどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 有効に一般財源で使わせていただいておりますので、本田議員がおっしゃるように、確かに現場を見るとあまりいい状況じゃないことは確かですけども、内容としては今、課長も申しましたように、緊急に対処すべきまでの状態には至ってないという状況もありますので、再度、施工について検討してまいりたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） よく2021年以降とかさまざま言われたケースが今まであるんですよ。ところが、いつになるのかわからないと、じゃなくて、やはり計画性を持った事業、そして危険性がないからといって2年半も放置せずに、こういうダム交付金等あたりを充てて早急に対処すべきじゃないかというふうに思います。再度、町長、答弁求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 十分検討させていただきます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 次に入ります。

県の資料によりますと、県内の県管理2級河川52水系のうち河川整備計画があるのは、今はっきりわかっているだけで15河川水系となっております。久山町の猪野川、久原川は対象外であります。今、既にいろんな予算をつけて草場川やら新建川とかさまざま幾つか工事に着工しとるとこもあるのも事実です。予算確保というのはなかなか難しい面がありますけれども、国の2020年地方財政対策において緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業費、これは仮称というふうに括弧して書いております、が創設され、その事業費は、一つには対象事業は2級河川、それから二つ目には^{しゅんせつ}浚渫には土砂の除去処分、樹木伐採等を含むと、三つ目には事業年度は令和2年度から6年度、5年間、四つ目には地方財政措置充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率70%というふうになっております。県に働きかけて猪野川、久原川もこの事業費を活用した河川^{しゅんせつ}浚渫工事推進を求めるべきではないでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 河川の^{しゅんせつ}浚渫については、令和元年度も県はやってくれてます、予算で。今おっしゃったように、令和2年度も特別にそういう^{しゅんせつ}浚渫事業の予算を国が2級河川についても盛り込むということになってますので、常に県のほうには要望してますけども、そういう予算がついてるということで、再度、県のほうには要望したいと思います。今現在の状況についてちょっと課長のほうから。^{しゅんせつ}浚渫について。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） 今、町長がお答えしました内容について、補足といいますか、担当課長のほうから詳細についてご説明いたします。

議員さんご指摘の交付金なんですけども、緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業費（仮称）となっておりますけども、こちらのほうは来年度以降の国の方針、財政の方針として示されたものだというふうに認識しております。当然こちらのほうが次年度からということになるんですけ

れども、県のほうに問い合わせをしましたら、現在一部町内のほうで既に浚渫^{しゅんせつ}作業を行っていたというふうに聞いております。内容としましては、猪野川においては県道猪野土井線の片山橋付近、それと新建川につきましては県道福岡直方線の中橋付近、そして久原川につきましては県道筑紫野古賀線の深井橋付近について3カ所、交付金を活用した浚渫^{しゅんせつ}をしていただいているというふうに聞いております。この今回の浚渫^{しゅんせつ}につきましても、今年度国のほうが予算措置しております緊急自然災害防止対策事業という交付金事業がございますけれども、こちらのほうを活用して現在やっていたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひこうした予算措置が十分、町の出費が少なくて済むような、充当されるような予算確保の仕方、それと今、町長、課長が答弁されたように、こうした予算をぜひ取り入れて対処願いたいというふうに思っております。それと同時に、やっぱり一番ひどい、この県内でもひどい朝倉方面やら、あるいはまた東峰方面とか、そっちに予算がいつてしまいはしないだろうかという懸念をする方もおってあるけども、こういう財政措置ができるような事業債をぜひ取り入れてもらいたいんですが、町長、再度答弁を願いたいと。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 朝倉地方の災害復旧のあれはずっとまだ続いてますけども、基本的に県の予算は、それは一般のこういうやつとは、災害じゃないとこの通常のそういう土木予算は別ですよということは聞いてます。あれはそういう災害復旧の特別枠の中での予算組みをされてるということですので、こちらの分についてはそれと一緒にではないということでございますので、地元県議にもお願いしながら浚渫^{しゅんせつ}を要望してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひ強く要望して実現の方向に図っていただきたいというふうに考えます。

それから、次に入ります。

計画性を持った公共施設の大規模改修工事についてということで、これは前回も、12月議会じゃなくてあれは9月議会でしたかね、質問させてもらいましたけども、計画性を持った公共施設の大規模改修という、例えば先ほど前者の質問にもありましたように、山田小学校の大規模改修工事ですね、体育館を含むと。体育館だけというのはなかなか無理だ

というふうに考えます。この山田小学校の大規模改修工事と同時に体育館を含む工事を。当時は体育館の天井はく離関係の修復工事を質問いたしました。ところが、当時の担当課長は2021年以降というふうに、町長が指名されたか何かで課長が答弁されております。2021年以降という、もう7年も8年も9年も待たんといかんのかという錯覚も起こしやすいけども、もう相当老朽化してきてるのは事実ですね。何も小学校に限ったことではなくても、全体的に公共施設が老朽化しているのは事実です。そうした関係から踏んで、例えば山田小学校の大規模改修工事、体育館を含む工事は2021年以降というふうに言われたけども、やはり計画性を持った期日を明らかにして、財政的にも、もう実際、財政調整積立金もかなり減ってきたわけですね。町に余裕はないというふうに考えます。そうした計画性のある期日を大体明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公共施設の大規模改修については、学校だけではなくて、町内いろんな施設の改修の時期でもあるし、非常に苦慮してるところでございます。山田小学校の大規模改修工事については、順番として本当言ってそろそろという時期を予定しておったんですけども、今、国はこのような学校の大規模改修については、いきなり大規模改修をやるんじゃなくて、長寿命化計画を策定して、その中で改修についてを進めなさいという指導が文科省のほうからありまして、本町では山田小学校よりもまずは中学校の特別教室棟の耐震化工事を行い、その整備を先にやりなさい、これをやらないと他の学校施設についての補助金は交付できないという、そういう文科省の指示もありまして、今回3月補正に中学校の特別教室の工事関係を優先させて行う予定にしております。その後に山田小学校については長寿命化計画を策定して進めることとなりますけれども、現段階では工事着手年度についてはここでいつからということは、この長寿命化計画を策定した段階でそれを示していくことになると思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 確かに順番があるとは思いますが。どこを最優先的にやるかと。しかし、2021年以降というふうに答弁されてる以上は、僕が言いたいのは、漠然とした答弁じゃなくて、じゃあいつまでには大規模改修工事しますよと。もちろんそれだけの莫大な費用がかかるわけですけども、それと同時にプールも相当、久原、山田、両小学校とも古い。それから、先ほどから出ていますように、庁舎も古い。全て公共施設がだんだん老朽化していっとなるのは事実なんです。ですから、計画性を持った財政の組み立て、一般会計だけ見ますと若干いいように見えるけども、一方では交付税が減らされてる。あるいはまた先ほどの免税店のたばこ税関係も含めて、そうした税収が大幅に減少していってると

いう現状があります。ですから、国の2040年構想を見ても、できる限り交付税は出さないというような意向も、地方自治は地方自治で独立してくださいよというような意向がありますし、ぜひそういう国や地方の財政を見極めながら、ある程度計画性を持ってやらないと財政は破綻していくというふうに思います。財政破綻したら、再建団体になったら大損になるわけですね。そこまでは町はいかないにしても、計画性のあるまちづくりをするためにはきちんとした期日を明確にして対処願いたいというふうに思います。

それから、久原小学校に隣接した久山町勤労青少年ホームの2階の体育館、それから山田小学校の体育館、これはいろんな災害時には一番近いとこの安全な場所に避難されるわけですから、ぜひそこらあたりにも、もう時代が変わってきとるし、エアコンの設置等あたりは検討されてはどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員ご指摘のとおり、学校施設の体育館等は大規模な災害発生時には当然避難所という形の指定もしてますしですね、必要だと思いますけれども、エアコン整備、できることならやりたいんですけども、今やっぱり財政的なことを考えると、そういう活用については、そのときに臨時的に対応すべきじゃないかなと、今現在ではそうするしかないと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 同じことを繰り返して言いますが、老朽化してる久原、山田、両小学校のプールの新築、あるいはまたその両小学校の体育館のエアコンの設置という、やはりこれほど異常事態と言われておるような異常気象の中では、どうしても利用者にとっては不便になるし、ぜひエアコンの設置を計画してもらいたいと思います。再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 万が一そういう事態が起こったら、おっしゃったように、エアコンにかわる設置するクーラーですかね、これはもう当然今の時代ですからやるべきだと、そういう形での対応を当分はさせていただきたい。体育館について、体育館の普通の使用についてのクーラーというのは、なかなか今の現状ではどこもやってないんじゃないかなと思います。

それから、小学校のプールも、本当に以前から声が上がってるし、子どもたちにも気持ちのよいプールで泳がせたいなと思ってるんですけど。今もう単にプールだけではなく遊水場みたいなのも年少の部分について造ると1億5,000万円ぐらいの費用が施設だけでかかるし、単純に計算しても2億円、1設置あたりですね。だから、今は子どもたちに危険

がないように改修しながら利用してもらってますけども、もう一つ今私が提案してるのは、いわゆる民間のプール教室に委託して行えないかということを経理長にもちよつと言ってるんですけど、なかなか実際の教育現場のほうでは難しいんじゃないかなという話が出てます。近くにそういう民間の方がいないのかなと、民間は受けるところは私はあると思うんですけど、時間の問題とかカリキュラムの問題とか。ただこれは福岡市あたりもそれを導入してるというところがありますので、そういう面とかいろんな面を検討していく必要があるかなとは思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 最後一言。町長はプールの一つ、1カ所造っただけで1億5,000万円ぐらいと。大体その3分の1ぐらいしか今、国の補助はつかんわけですね。そうすると、町の持ち出しが相当大きくなるという関係やらさまざまありますし、やはり僕が言いたいのは計画性のあるまちづくり、財政的計画性ですね。先ほど町財政にゆとりはないというふうに言いましたが、連結予算を見ると全体的に相当苦しいんですよ。ですから、やっぱりこの一般会計予算の中でどれほど国あるいはまた県の施策を取り入れて対処していくかということも含めて、ぜひ前向きな取り組みをしていただきたいと思います。町長、再度答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 連結予算については土地開発公社の借り入れもなくなったから大きな余裕はあると思いますが、一般会計だけを見るとやっぱり非常にきつい状況にあるのは間違いないと思っております。それで、議員がおっしゃったようにやっぱり計画的に、施設ごとの長寿命化計画というのはそのためにやるものだと思っておりますので、それを策定する際にどうしても必ず財政の計画と照合しながらやっていくわけですから、そういうものを注視して今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 終わりです。

（6番本田 光君「終わりますと言おうと思って。終わります」と呼ぶ）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

— 令和2年第1回3月定例会 —

延会 午後4時41分